

---

# 私立学校事務の手引

---

---

令和8年3月

大分県総務部学事・私学振興課

大分県福祉保健部こども未来課

# 目 次

---

○ はじめに・改訂経過	1
○ 申請・届出手続き早見表	2
I 学校法人及び私立学校に関する事務処理等	5
1 認可申請・届出等に係る手続一覧	6
2 私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項	33
3 学校法人が期間内に行わなければならない事項	36
4 学校に備えなければならない表簿	38
5 学校法人に備えなければならない表簿	39
6 所轄庁の権限	41
7 罰則規定	42
II 様式及び記載要領	45
1 学校法人関係（私立学校法施行細則）	45
(1) 学校法人寄附行為認可申請書（第1号様式）	47
・ 寄附行為(作成例)	49
・ 設立趣意書(作成例)	67
・ 設立決議書(作成例)	68
・ 役員の就任承諾書等(作成例)	69
・ 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(作成例)	70
・ 財産目録(作成例)	71
・ 寄附申込書(作成例)	74
・ 学校種別学則(作成例)	
高等学校学則(作成例)	75
幼稚園園則(作成例)	84
専修学校学則(作成例) ※学校教育法改正(令和8年4月1日施行)反映	87
各種学校学則(作成例)	93
・ 価格評価調書(作成例)	98
・ 事業計画及び収支予算書並びに創設費(作成例)	99
・ 学校法人のための施設費及び設備等の財源調書（第2号様式）	103
・ 法人全体の負債償還計画書（第3号様式）	104
・ 学生生徒等納付金調書（第4号様式）	105
(2) 寄附行為補充請求書（第5号様式）	106
(3) 寄附行為変更認可申請書（第6号様式）	107
・ 寄附行為変更の条項、理由、新旧対照表(作成例)	108
(4) 学校法人寄附行為変更届出書	109

(5)学校法人解散認可申請書(第7号様式)	110
(6)学校法人解散届(第8号様式)	111
(7)清算中に就職した清算人届(第9号様式)	112
(8)清算終了届(第10号様式)	113
(9)学校法人合併認可申請書(第11号様式)	114
(10)学校法人組織変更認可申請書(第12号様式)	116
(11)設立登記済届(第13号様式)	118
(12)目的変更登記済届(第14号様式)	119
(13)名称変更登記済届(第15号様式)	120
(14)解散の事由変更登記済届(第16号様式)	121
(15)資産総額の変更登記済届(第17号様式)	122
(16)代表権を有する者の変更登記済届(第18号様式)	123
(17)代表権の範囲等変更登記済届(第19号様式)	124
(18)事務所の移転登記済届(第20号様式)	125
(19)役員就任届(第21号様式)	126
・(参考様式①:理事)【理事長・代表業務執行理事・理事】新旧対照表、記入例	127
・(参考様式①:監事)【監事】新旧対照表、記入例	129
・(参考様式①:評議員)【評議員】新旧対照表、記入例	131
・(参考様式①:会計監査人)【会計監査人】新旧対照表、記入例	133
・(参考様式②)就任承諾書	135
・(参考様式③)履歴書	136
・(参考様式④:理事)誓約書	137
・(参考様式④:監事)誓約書	138
・(参考様式④:評議員)誓約書	139
・(参考様式④:会計監査人)誓約書	140
(20)役員退任届(第22号様式)	141
<b>2 学校関係(私立学校等に係る学校教育法施行細則)</b>	<b>143</b>
(1)学校設置計画書(第8号様式)	145
・設置趣意書・設置要項(作成例)	146
・施設調書(作成例)	147
・学級編成表・校具等明細書・教職員調書(作成例)	148
・財産目録(作成例)	151
・事業計画及び収支予算書並びに創設費(作成例)	154
・負債償還計画書(作成例)	160
(2)学校設置認可申請書(第1号様式)	161
(3)学校廃止認可申請書(第2号様式)／指導要録等引継書	163
(4)課程(学科)設置認可申請書(第3号様式)	164

(5)課程(学科)廃止認可申請書(第4号様式)	166
(6)設置者変更認可申請書(第5号様式)	167
(7)広域通信制課程学則変更認可申請書(第6号様式)	168
(8)収容定員に係る学則変更認可申請書(第7号様式)	169
(9)目的変更届(第9号様式)	170
(10)名称変更届(第10号様式)	171
(11)位置変更届(第11号様式)	172
(12)学則変更届(第12号様式)	173
(13)専攻科(別科)設置届(第13号様式)	174
(14)専攻科(別科)廃止届(第14号様式)	175
(15)分校設置届(第15号様式)	176
(16)分校廃止届(第16号様式)	177
(17)経費の見積り及び維持方法変更届(第17号様式)	178
(18)校地等変更届(第18号様式)	179
(19)校舎等変更届(第19号様式)	180
(20)校長採用届(第20号様式)	181
(21)教員採用届(第21号様式)	182
(22)教員解職届(第22号様式)	183
(23)臨時休業報告(第23号様式)	184
(24)授業停止届(第24号様式)	185
(25)目的変更認可申請書(第25号様式)	186
<b>3 報告関係</b>	<b>187</b>
(1)修学(研修)旅行届/外務省宛提出書式(海外旅行の場合)	189
(2)児童生徒等の事故報告書	192
(3)いじめ重大事態の発生報告書	193
(4)いじめ重大事態の調査開始報告書	195
(5)いじめ重大事態調査報告書(参考様式)	196
(6)いじめ重大事態の再調査開始報告書	199
(7)食中毒発生状況報告書	200
(8)総入学定員数の2分の1を超える留学生受入れに関する申出書	202
(9)総入学定員数の2分の1を超える留学生受入れに関する定期報告書	204
(10)募集停止届	207
<b>4 証明等関係</b>	<b>209</b>
(1)土地、校舎等の権利の取得の登記に該当することの証明申請書	211
(2)学生割引証交付願	214
(3)-1 特定公益増進法人証明申請書	215

(3)-2 特定公益増進法人証明書寄付金募集実績報告書	218
(3)-3 特定公益増進法人証明書内容変更届	220
(4)税額控除に係る証明申請書	221
(5)指定寄附金の活用に係る書類	223
<b>Ⅲ 関係法令等(県が定めた規則等)</b>	<b>225</b>
1 私立学校法施行細則	227
2 私立学校等に係る学校教育法施行細則	234
3 私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる 収益事業の種類	240
4 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準	242
5 私立専修学校・各種学校の設置認可に関する審査基準	245
6 私立各種学校の設置について大分県知事の認可を受けたことを標示する場合 の様式	247
7 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準の概要及び本文	248



## はじめに・改訂経過

---

「私立学校事務の手引」(以下「手引」という。)は、本県が所轄する学校法人や私立学校における基本的な事項や、学校教育法及び私立学校法等関連する法制度に基づく手続きについて等をまとめた手引です。

例年、法制度の改正等を踏まえ、修正を重ねてきました。今回、令和5年5月8日に公布された「私立学校法の一部を改正する法律」に伴う各様式の修正に併せ、手引の構成や内容の見直しを行いました。

様々な手続きの簡素化や迅速化を図るとともに、質問の多い内容や手続きの煩雑な部分について、できるだけ分かりやすく説明を記載することを目的に見直しを行いました。

各学校法人や私立学校の皆さまには、手引をご活用いただき、円滑な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### 【改訂経過】

- |           |   |
|-----------|---|
| 令和7年4月1日  | ○ 「私立学校事務の手引」の構成等大幅な改訂                                  |
| 令和7年9月17日 | ○ 「教員の採用・解職」について、教員を採用する際は、特定免許状失効者管理システムを閲覧、確認することを追記。 |
|           | ○ 「登録免許税非課税証明を受けようとする場合」について、提出書類に「400 円の大分県収入証紙」を追記。   |
|           | ○ 「登録免許税法関連の証明申請書」様式について、「収入印紙」を「収入証紙」に修正。              |
| 令和8年3月16日 | ○ 規則改正等の反映及び問合せの多い事項に対する修正。                             |

## ○ 申請・届出手続き早見表

### (1) 学校法人関係

内容	主な提出様式	提出時期	説明頁	様式頁
学校法人設立				
法人の設立	寄附行為認可申請書	審議会前	6	47
寄附行為の補充				
寄附行為の補充	寄附行為補充請求書	随時/事前	7	106
寄附行為の変更				
収益事業の開始	寄附行為変更認可申請書	随時/事前	7	107
常務理事の設置				
その他記載事項の変更				
設置廃止を伴わない学校等の名称変更	寄附行為変更届出書	随時/事後	8	109
学校法人の事務所の所在地変更				
公告方法変更				
解散・合併・清算				
学校法人を解散しようとする場合 ※合併による解散時は届出	学校法人解散認可申請書	審議会前	8	110
	学校法人解散届	随時/事後		
清算中に就職した清算人を届け出る場合	清算中に就職した清算人届	随時/事後	9	112
清算終了を届け出る場合	清算終了届	随時/事後	9	113
学校法人を合併しようとする場合	学校法人合併認可申請書	随時/事前	9	114
組織変更				
学校法人から準学校法人へ組織変更(逆を含む)	学校法人組織変更認可申請書	審議会前	10	116
法人登記をした場合				
設立登記	設立登記済届	随時/事後	10	118
目的の変更	目的変更登記済届		10	119
法人名称の変更	名称変更登記済届		11	120
解散事由の変更	解散事由の変更登記済届		11	121
資産総額の変更	資産総額の変更登記済届		11	122
代表権を有する者の変更	代表権を有する者の変更登記済届		11	123
代表権の範囲等の変更	代表権の範囲等の変更登記済届		12	124
法人事務所の移転	事務所の移転登記済届		12	125
役員関係				
役員の就任	役員就任届	随時/事後	12	126
役員の退任	役員退任届		13	141

## (2) 学校関係手続き

内容	主な提出様式	提出時期	説明頁	様式頁
学校・学科(課程)の設置・廃止				
設置認可申請前の措置	学校設置計画書	開設前年度 6月末まで	13	145
私立学校の設置	学校設置認可申請書	審議会前	13	161
私立学校の廃止	学校廃止認可申請書	随時/事前	14	163
課程・学科の設置	課程(学科)設置認可申請書	審議会前	14	164
課程・学科の廃止	課程(学科)廃止認可申請書		14	166
専修学校の認可された分野 以外の学科の設置、廃止によ る分野の削除	目的変更認可申請書		15	186
学校設置者				
私立学校設置者の変更	設置者変更認可申請書	審議会前	15	167
収容定員				
収容定員の変更	収容定員に係る学則変更認可 申請書	審議会前	16	169
学則の変更				
広域通信制高校の学則変更	広域通信制課程学則変更認可申 請書	審議会前	16	168
私立学校の目的の変更	目的変更届	随時/事前	17	170
私立学校の名称の変更	名称変更届		17	171
私立学校の位置の変更	位置変更届		17	172
上記以外	学則変更届		18	173
専攻科(別科)の設置・廃止				
設置しようとする場合	専攻科(別科)設置届	随時/事前	18	174
廃止しようとする場合	専攻科(別科)廃止届		18	175
分校の設置・廃止				
設置しようとする場合	分校設置届	随時/事前	19	176
廃止しようとする場合	分校廃止届		19	177
経費の見積り・維持方法の変更				
経費の見積り及び維持方法 を変更する場合	経費の見積り及び維持方法変更届	随時/事前	19	178
校地・校舎関係				
校地等を変更する場合	校地等変更届	随時/事前	20	179
校舎等を変更する場合	校舎等変更届		20	180
教員関係				
校長を採用した場合	校長採用届	随時/事後	21	181
教員を採用した場合	教員採用届		22	182
教員を解雇した場合	教員解雇届		22	183
臨時休業・授業停止関係				
臨時に授業を行わなかった 場合	臨時休業報告	随時/事後	23	184
授業を停止した場合	授業停止届		23	185

指導要録等の引継ぎ関係				
学校を廃止し、指導要録等を引継ぐ場合	指導要録等引継書	随時/事後	23	

### (3) 学校の各種報告関係(私法6条関係)

内容	主な提出様式	提出時期	説明頁	様式頁
修学旅行(国内)を実施する場合	修学(研修)旅行届	出発3日前	24	189
修学旅行(海外)を実施する場合	外務省あて提出様式	出発40日前	24	189
台風、地震、火災等により人的又は物的被害を受けた場合	(任意様式)	随時/事後	24	
感染症により出席停止した場合	感染症に係る出席停止報告	随時/事後	25	
児童生徒等が事故等を起こした場合、被害者となった場合等	児童生徒等の事故等報告書	随時/事後	25	192
重大ないじめが発生した場合	いじめ重大事態の発生報告	随時/事後	26	193
食中毒が発生した場合	食中毒発生状況報告	随時/事後	27	200
入学定員数の2分の1を超える留学生の受入時	総入学定員数の2分の1を超える留学生受入れに関する申出書	随時/事前	27	202
	総入学定員数の2分の1を超える留学生受入れに関する定期報告書	5月、11月	27	202
定員募集を停止する場合	募集停止届	随時/事前	28	207

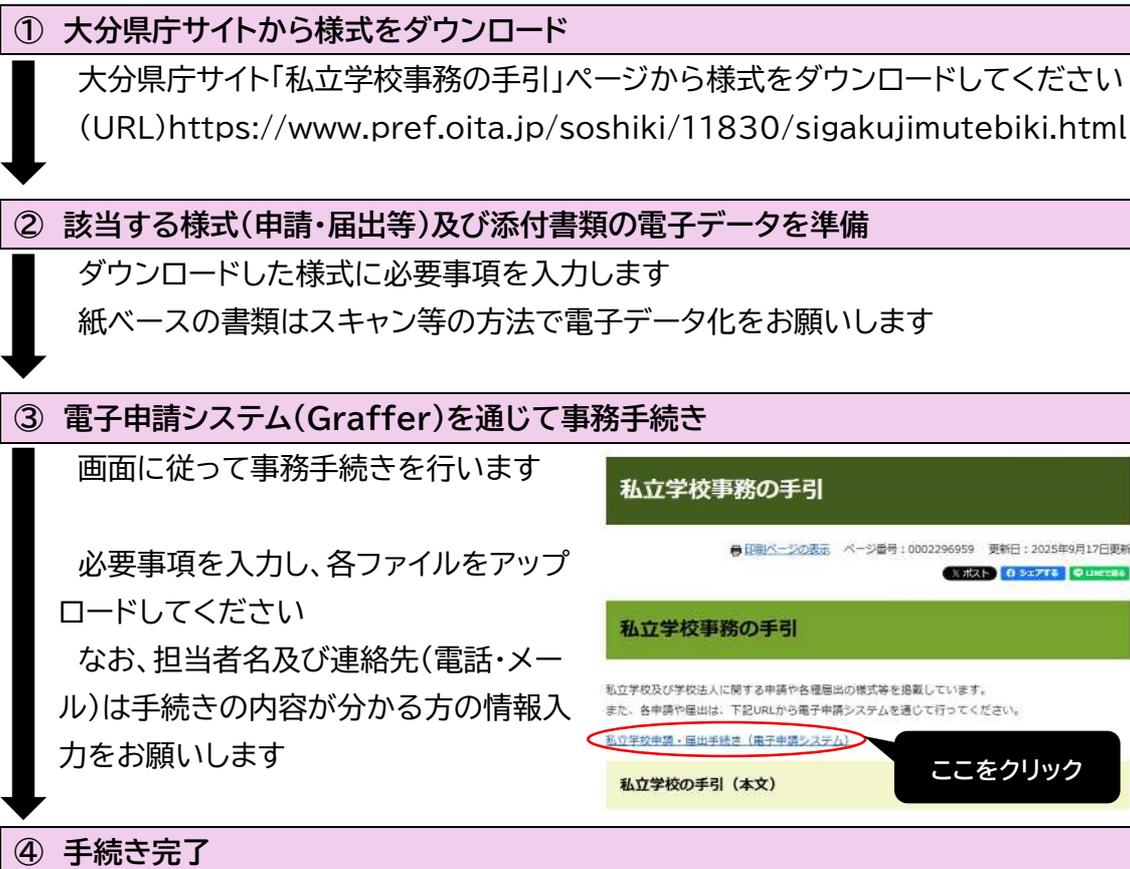
### (4) 証明等関係

内容	主な提出様式	提出時期	説明頁	様式頁
登録免許税の非課税証明をうけようとする場合	土地、校舎等の権利の取得の登記に該当することの証明申請書	随時/登記前	29	211
学生割引証の交付をうけようとする場合	学生割引証交付願	随時	29	214
学校法人に対する寄附者に対して特定公益増進法人であることの証明書の発行を受けようとする場合	特定公益増進法人であることの証明申請書	随時/事前	30	215
	寄付金募集実績報告書	期間終了後	30	218
	証明申請書について内容変更届	内容変更時	30	220
寄附金の税額控除を受ける場合	税額控除に係る申請書	随時/事前	31	221
専修学校の設置を目的とする学校法人等の設立のための寄附金を募集する場合	指定寄附金の活用に係る書類	随時/募集前	32	223

## I 学校法人及び私立学校に関する事務処理等について

- 学校法人及び学校は、私立学校法や学校教育法に基づく事務手続きを遅滞なく行う必要があります。
- 事務手続きの簡素化と迅速化を図るため、令和7年度より基本的な事務手続きを以下のとおりに変更します。
- 電子申請システムの活用により、添付書類の漏れ等手続きのミスも減ることから、これまで以上に円滑な手続きが可能となります。  
なお、令和6年度までお願いしていた「電子データ」に加えて「紙ベース資料(1部)」は不要とします。
- 電子申請システムを使用しない又はできない場合は、従前どおり「紙ベース資料」にて郵送または持参のうえご提出ください。

### 【学校法人及び私立学校における事務手続きフロー図】



## 1. 認可申請・届出等に係る手続一覧

---

### (1) 学校法人関係

#### 学校法人の設立

##### 学校法人を設立する場合:

[様式 P47～105]

- 学校法人の設立は、学校の設立と合わせて私立学校審議会への諮問が必要です。
- 手続に際し、具体的な方法は以下のとおりです。
  - ・ 認可後に法務局で設立登記処理を行い、設立登記済届(第13号様式)を提出
  - ・ 併せて学校の設置に関し、学校設置計画書(第8号様式)及び学校設置認可書(第1号様式)を提出

**根拠法令** : 私学法23条(学校法人)  
私学法152条6項(準学校法人)  
私学法24条2項(審議会諮問)

**提出時期** : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

**提出書類** : ・学校法人寄附行為認可申請書 [第1号様式]  
・学校設置のための施設費及び設備費の財源調査 [第2号様式]  
・法人全体の負債償還計画書 [第3号様式]  
・学生生徒等納付金調書 [第4号様式]

## 寄附行為の補充

### 寄附行為の補充を請求する場合：

[様式 P106]

- 学校法人を設立しようとする者が目的と資産等法人の中核的事項は定めたが、残りの事項を定めずに死亡した場合、利害関係人は、寄附行為の補充を請求できます。

根拠法令 : 私学法25条1項(学校法人)  
私学法152条6項(準学校法人)  
私学法25条2項(審議会諮問)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : ・寄附行為補充請求書 [第5号様式]

## 寄附行為の変更

### 寄附行為の変更認可が必要な場合：

[様式 P107～108]

- 寄附行為の変更について、下記に掲げる変更を行う場合は、認可を必要とすることから変更認可申請を行う必要があります。
  - ・ 収益事業を開始する場合(大分県告示にて規定された18種類)
  - ・ 常務理事を設置する場合
  - ・ その他寄附行為の記載事項の変更(学校の設置廃止、目的変更、条項の追加等)
- 認可後に、法務局での登記処理を行ってください。
- 学校の設置廃止の場合は、関連する手続きも同時に行う必要があります。

根拠法令 : 私学法108条3項(学校法人)  
私学法152条6項(準学校法人)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : ・寄附行為変更認可申請書 [第6号様式]

### 寄附行為の変更に係る届出が必要な場合:

[様式 P109]

- 寄附行為の変更について、下記に掲げる変更を行う場合、認可は必要としませんが、届出が必要です。
  - ・ 設置廃止を伴わない学校等の名称変更
  - ・ 学校法人の事務所の所在地の変更
  - ・ 公告方法変更
- 上記それぞれに対応する手続き(名称変更届等)についても別途行ってください。

**根拠法令** : 私学法108条3項、私学法施行規則44条1項(学校法人)  
私学法152条6項、私学法施行規則44条1項(準学校法人)

**提出時期** : 随時/事前

**提出書類** : ・寄附行為変更届出書 [参考様式]

### **学校法人の解散・合併・清算**

#### 学校法人を解散する場合:

[様式 P110~111]

- 学校法人を解散する場合は、私立学校審議会への諮問が必要です。  
なお、法人の合併により解散する法人については、この限りではありません。
- なお、学校法人が寄附行為に定める事由により解散した場合、又は精算手続き開始の決定を受けた場合は、「学校法人解散届(第8号様式)」を提出してください。

**根拠法令** : 私学法109条2項(学校法人)  
私学法152条6項(準学校法人)  
私学法109条3項

**提出時期** : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで  
随時/事後 ※合併による解散の場合のみ

**提出書類** : ・学校法人解散認可(認定)申請書 [第7号様式]  
・学校法人解散届 [第8号様式] ※合併による解散の場合のみ

清算中に就職した清算人を届け出る場合:

[様式 P112]

根拠法令	: 私学法115条(学校法人) 私学法152条6項(準学校法人)
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・清算中に就職した清算人届 [第10号様式]

清算終了を届け出る場合:

[様式 P113]

根拠法令	: 私学法122条(学校法人) 私学法152条6項(準学校法人)
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・清算終了届 [第11号様式]

学校法人を合併する場合:

[様式 P114]

- 2以上の学校法人(私立学校法第64条第4項法人(準学校法人)を含む)が合併する場合に提出してください。
- また、認可後は法務局で必要な登記処理を行ってください。

根拠法令	: 私学法126条3項(学校法人) 私学法152条6項(準学校法人)
提出時期	: 随時/事前
提出書類	: ・学校法人合併認可申請書 [第9号様式]

## 学校法人の組織変更

### 学校法人から準学校法人へ組織変更する場合：

[様式 P116]

- 学校法人から準学校法人、または準学校法人から学校法人へ組織変更する場合、認可申請を行う必要があります。
- ※ 準学校法人・・・専修学校と各種学校のみを設置できる法人(私立学校法第64条第4項の法人)。学校法人の名称は使用可。
- また、組織変更は私立学校審議会への諮問が必要です。

根拠法令	： 私学法152条7項 私学法152条11項(審議会諮問)
提出時期	： 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
提出書類	： ・学校法人組織変更認可申請書 [第12号様式]

## 学校法人の登記

### 設立登記を行った場合：

[様式 P118]

- 届出を行う前に、寄附行為の認可が必要です。

根拠法令	： 私学法施行令6条
提出時期	： 随時/事後
提出書類	： ・設立登記済届 [第13号様式]

### 目的の変更を行った場合：

[様式 P119]

- 届出を行う前に、寄附行為の変更認可が必要です。

根拠法令	： 私学法施行令6条
提出時期	： 随時/事後
提出書類	： ・目的変更登記済届 [第14号様式]

### 学校法人の名称の変更を行った場合:

[様式 P120]

- 届出の際に、併せて寄附行為の変更届出が必要です。

根拠法令	: 私学法施行令6条
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・名称変更登記済届 [第15号様式]

### 解散事由の変更を行った場合:

[様式 P121]

- 届出を行う前に、寄附行為の変更認可が必要です。

根拠法令	: 私学法施行令6条
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・解散の事由変更登記済届 [第16号様式]

### 資産総額の変更を行った場合:

[様式 P122]

- 資産総額の変更登記は、毎事業年度終了後に行う必要があります。

根拠法令	: 私学法施行令6条
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・資産総額の変更登記済届 [第17号様式]

### 代表権を有する者の変更を行った場合:

[様式 P123]

- 登記が必要な代表業務執行理事が変更を行った場合も含まれます。

根拠法令	: 私学法施行令6条
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・代表権を有する者の変更登記済届 [第18号様式]

### 代表権の範囲等の変更を行った場合:

[様式 P124]

- 寄附行為の変更認可が必要になる場合があります。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・代表権の範囲等変更登記済届 [第19号様式]

### 事務所の移転を行った場合:

[様式 P125]

- 届出の際に、併せて寄附行為の変更届出が必要です。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・事務所の移転登記済届 [第20号様式]

### 役員(理事・監事・評議員・代表業務執行理事・会計監査人)が就任した場合:

[様式 P126~140]

- 理事・監事・評議員・代表業務執行理事・会計監査人の就任時に届出が必要です。
- 添付書類については、参考様式(①新旧対照表、②就任承諾書、③履歴書、④誓約書)を参照のうえ作成添付することで、様式の指定する添付書類(1)~(4)を充足するものとしてします。※理事会及び評議員会の役員就任に関する決議録は必要です。
- また、参考様式①新旧対照表にて、役員の就任及び退任情報を一括して掲載し提出する場合は、役員退任届を別に提出する必要はありません。

根拠法令 : 私学法施行令6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : ・役員就任届 [第21号様式]

※ 参考様式(①~④)は P127~140を参照。

**役員(理事・監事・評議員・代表業務執行理事・会計監査人)が退任した場合:**

[様式 P141]

- 役員就任届を提出する際、参考様式①新旧対照表にて、役員の就任及び退任情報を一括して掲載し提出する場合は、役員退任届を別に提出する必要はありません。

根拠法令	: 私学法施行令6条
提出時期	: 随時/事後
提出書類	: ・役員退任届 [第22号様式]

**(2) 私立学校関係**

**学校・学科(課程)の設置・廃止**

※ 学校・学科(課程)の設置又は廃止を行う場合、私立学校審議会と関連があることから、原則として事前に所管課あてご相談ください。(P33～を参照)

**私立学校を設置する場合:**

[様式 P145～162]

- 私立学校を設置する場合は、私立学校審議会に計画段階で諮問し、承認される必要があります。
- 承認後に工事等を行いながら、開設前に再度私立学校審議会への諮問が必要です。また、併せて寄附行為の認可(変更認可含む)が必要です。
- なお、設置認可申請前の措置である計画の承認には、学校設置の他、高等学校の学科設置、専修学校の課程設置・目的変更も含まれます。

根拠法令	: 学校教育法4条1項(幼稚園・小・中・高等学校) 学校教育法130条1項(専修学校) 学校教育法134条2項(各種学校)
提出時期	: ①開設年度の前年度の6月30日まで ②私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
提出書類	: ①学校設置計画書 [第8号様式] ②学校設置認可申請書 [第1号様式]

### 私立学校を廃止する場合:

[様式 P163]

- 学校を廃止する場合は、寄附行為の変更又は解散手続が必要です。
- また、指導要録等の引継ぎを行う必要があります。

根拠法令 : 学校教育法4条1項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法130条1項(専修学校)  
学校教育法134条2項(各種学校)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : 学校廃止認可申請書 [第2号様式]

### 私立学校の課程・学科を設置・廃止する場合:

[様式 P164～166]

- 私立学校の課程・学科の設置・廃止には、高校の各種学科や専修学校の課程について行う手続きです。
- 寄附行為の変更手続きも行う必要があります。

根拠法令 : 学校教育法4条1項、同施行令23条(高校)  
学校教育法130条1項(専修学校)  
私学法7条1項、同152項1項(審議会諮問)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : ・課程(学科)設置認可申請書 [第3号様式]  
・課程(学科)廃止認可申請書 [第4号様式]

専修学校の認可された分野以外の学科を設置する場合等:

[様式 P186]

- 専修学校が認可された分野以外の学科を設置する場合や廃止により分野を削除する場合に申請が必要です。
- 専修学校の同一分野内での学科設置・廃止は、学則の変更のみで可能です。
- 寄附行為の変更手続きも行う必要があります。

根拠法令 : 学校教育法130条1項(専修学校)  
私学法152条1項(審議会諮問)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : 目的変更認可申請書 [第25号様式]

**私立学校設置者**

私立学校設置者を変更する場合:

[様式 P167]

- 寄附行為の変更手続きも必要です。

根拠法令 : 学校教育法4条1項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法130条1項(専修学校)  
学校教育法134条2項(各種学校)  
私学法7条1項、152条1項(審議会諮問)

提出時期 : 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで

提出書類 : 設置者変更認可申請書 [第5号様式]

## 私立学校の収容定員

### 私立学校の収容定員を変更する場合：

[様式 P169]

- 専修学校の場合は、学則変更届のみで可能です。また、その他の学校種であっても総定員に変更をきたさない学科間の変更の場合は、学則変更届のみで可能です。その場合、専修学校の収容定員変更と同等の書類を添付してください。

根拠法令	： 学校教育法4条1項、同施行令23条(幼稚園・小・中・高等学校) 学校教育法134条2項(各種学校) 私学法7条1項、152条1項(審議会諮問)
提出時期	： 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
提出書類	： 収容定員に係る学則変更認可申請書 [第7号様式]

## 学則の変更

### 広域通信制高校の学則を変更する場合：

[様式 P168]

- 名称・位置の変更の場合は文部科学省への報告が必要となります。

根拠法令	： 学校教育法4条1項 私学法7条1項(審議会諮問)
提出時期	： 私立学校審議会開催の概ね2か月前まで
提出書類	： 広域通信制課程学則変更認可申請書 [第6号様式]

### 私立学校の目的を変更する場合:

[様式 P170]

- 原則、学則変更が必要です。
- また、寄附行為の変更が必要な場合もあります。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第1項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 目的変更届 [第9号様式]

### 私立学校の名称を変更する場合:

[様式 P171]

- 学則変更及び寄附行為の変更が必要です。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第1項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法131条(専修学校)  
学校教育法27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 名称変更届 [第10号様式]

### 私立学校の位置を変更する場合:

[様式 P172]

- 原則、学則変更が必要です。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第1項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法131条(専修学校)  
学校教育法27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 位置変更届 [第11号様式]

### その他の項目を変更する場合：

[様式例 P173]

- 目的、名称、位置及び収容定員に係るもの以外の学則変更についての手続きです。
- 学則中に「別に定める」と記載している内容にあっても、学校教育法施行規則第4条第1項に定める記載しなければならない事項については、届出をおこなってください。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第1項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法131条(専修学校)  
学校教育法27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 学則変更届 [第12号様式]

### 専攻科(別科)の設置等

### 専攻科(別科)を設置する場合：

[様式 P174]

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第2項(高等学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 専攻科(別科)設置届 [第13号様式]

### 専攻科(別科)を廃止する場合：

[様式 P175]

- 廃止に伴い、指導要録等の引継ぎも必要です。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第2項(高等学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 専攻科(別科)廃止届 [第14号様式]

## 分校の設置等

### 分校を設置する場合:

[様式 P176]

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第3項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法131条、同施行令24条の3(専修学校)  
学校教育法施行規則190条(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 分校設置届 [第15号様式]

### 分校を廃止する場合:

[様式 P177]

○ 廃止に伴い、指導要録等の引継ぎも必要です。

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第3項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法131条、同施行令24条の3(専修学校)  
学校教育法施行規則190条(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 分校廃止届 [第16号様式]

## 経費の見積り及び維持方法の変更

### 経費の見積り及び維持方法を変更する場合:

[様式 P178]

根拠法令 : 学校教育法施行令27条の2第5項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法131条(専修学校)  
学校教育法施行令27条の3(各種学校)

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 経費の見積り及び維持方法変更届 [第17号様式]

**校地・校舎の変更**

校地等を変更(増加又は減少)する場合(用途変更を含む):

[様式 P179]

**根拠法令** : 学校教育法施行令27条の2第6項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法131条、同施行令24条の3(専修学校)  
学校教育法施行令27条の3(各種学校)

**提出時期** : 随時/事前

**提出書類** : 校地等変更届 [第18号様式]

校舎等を変更(増加又は減少)する場合(改築等による現状の重要な変更を含む):

[様式 P180]

**根拠法令** : 学校教育法施行令27条の2第6項(幼稚園・小・中・高等学校)  
学校教育法131条、同施行令24条の3(専修学校)  
学校教育法施行令27条の3(各種学校)

**提出時期** : 随時/事前

**提出書類** : 校舎等変更届 [第19号様式]

校地・校舎の範囲：

	該当するもの(設置する学校の教育研究に供するもの)	該当しないもの
校 地 の 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校舎敷地 ○グラウンド ○図書館敷地</li> <li>○管理関係施設敷地(学長室、応接室、事務室(含記録庫)、会議室、受付所、守衛室、用務員室、宿直室等)</li> <li>○学生寮敷地 ○学生集会所敷地 ○倉庫敷地</li> <li>○食堂・売店(補助活動として営むもの)敷地</li> <li>○便所敷地 ○農業系学科が設置する農場</li> <li>○教職員宿舍敷地 ○スクールバス用車庫敷地</li> <li>○学生用駐輪場(賃料を取得しないもの) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設置認可前の学校、学科(課程)のみで使用する土地・建物</li> <li>○収益事業用の土地・建物(例えば、賃料を取得する駐車場や賃貸用の建物)</li> <li>○海外に所有する土地・建物(ただし、国内校の一部として設置された海外校であれば届出は必要)</li> <li>○利用計画のない土地(遊休地)・建物</li> </ul>
校 舎 の 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教室 ○研究室 ○体育館 ○図書館</li> <li>○管理関係施設(学長室、応接室、事務室(含記録庫)、会議室、受付所、守衛室、用務員室、宿直室等)</li> <li>○学生寮 ○学生集会所 ○倉庫</li> <li>○食堂・売店(補助活動として営むもの)</li> <li>○便所 ○教員宿舍 ○スクールバス用車庫 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員専用の厚生施設</li> <li>○法人本部専用の施設(理事長室、役員会議室、法人本部事務室等)及びその土地</li> <li>○プレハブ等の仮設的に設営する建物</li> </ul>

教員の採用・解職

校長を採用した場合：

[様式 P181]

○ 内部昇任した場合を含みます。なお、新たな校長の就任に伴い、従前の校長がそのまま退任される際は、解職届は不要としますが、従前の校長が立場を変えて再度雇用される場合等は、教員採用届を併せて提出してください。

根拠法令 : 学校教育法10条、同施行細則5条1項(幼稚園・小・中・高等学校)  
 学校教育法131条(専修学校)  
 学校教育法134条2項(各種学校)

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 校長採用届 [第20号様式]

### 教員を採用した場合:

[様式 P182]

- 元々、雇用していた教員であっても、雇用形態の変更や担当教科の変更等届出事項に関連する内容に変更がある場合は再度の届出が必要です。
- 教員の採用に際し、「特定免許状失効者管理システム」により情報の閲覧を必ず行ってください。

**根拠法令** : 私学法6条、学校教育法施行細則5条2項(幼稚園・小・中・高等学校)  
私学法6条、学校教育法施行細則8条1項(専修学校)  
私学法6条、学校教育法施行細則9条(各種学校)

**提出時期** : 随時/事後

**提出書類** : 教員採用届 [第21号様式]

### 教員を解職した場合:

[様式 P183]

- 懲戒処分を行った場合など事件や事故が関連する場合にあつては、別途「児童生徒等事故等報告書」を提出してください。

**根拠法令** : 私学法6条、学校教育法施行細則5条2項(幼稚園・小・中・高等学校)  
私学法6条、学校教育法施行細則8条1項(専修学校)  
私学法6条、学校教育法施行細則9条(各種学校)

**提出時期** : 随時/事後

**提出書類** : 教員解職届 [第22号様式]

## 臨時休業

### 臨時に授業を行わなかった場合：

[様式 P184]

- インフルエンザ等感染症や食中毒の発生時を除き、台風や地震等天災など事情により臨時に授業を行わなかった場合に必要届出です。(学年単位、学級単位を含む)
- ※ 幼稚園の場合は、インフルエンザ等感染症や食中毒の発生時も届出が必要です。

**根拠法令** : 私学法6条、学校教育法施行細則6条(幼稚園・小・中・高等学校)  
私学法6条、学校教育法施行細則8条1項(専修学校)  
私学法6条、学校教育法施行細則9条(各種学校)

**提出時期** : 随時/事後

**提出書類** : 臨時休業報告 [第23号様式]

### 授業を停止した場合：

[様式 P185]

- 非常災害による校舎の倒壊や生徒募集を行ったにも関わらず、入学者がいいため、長期間にわたり授業を停止せざるをえなくなった場合に必要届出です。

**根拠法令** : 私学法6条、学校教育法施行細則7条(幼稚園・小・中・高等学校)  
私学法6条、学校教育法施行細則8条1項(専修学校)  
私学法6条、学校教育法施行細則9条(各種学校)

**提出時期** : 随時/事後

**提出書類** : 授業停止届 [第24号様式]

## 指導要録の引継ぎ

### 指導要録等を引継ぐ場合：

- 学校を廃止し、指導要録等を引き継ぐ場合に必要届出です。

**根拠法令** : 私学法6条

**提出時期** : 随時/事後

**提出書類** : 指導要録等引継ぎ書 [任意様式]

### (3) 報告関係

#### 修学旅行又は研修旅行をしようとする場合

[様式 P189]

- 修学旅行又は研修旅行を実施する場合に必要な届出です。
- 海外の場合は、県知事を経由して外務省へ、出発日の30日前までに提出する必要があります。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : ① 国内:出発日の3日前まで  
② 海外:出発日の40日前まで

提出書類 : ① 国内:修学(研修)旅行届  
② 海外:外務省あて提出様式

#### 自然災害による人的又は物的被害を受けた場合

- 台風、地震、火災等により人的又は物的被害を受けた場合、あるいは休校等の対応を行う場合等は、その状況をご報告いただくようお願いします。
- なお、台風や大雨、大雪等警報が発令され被害等が起こる可能性が想定される場合は、県から予めメールにて被害状況等報告の依頼を行いますので、適宜ご協力いただきますようお願いします。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : 随時/事後(速やかな報告をお願いします)

提出書類 : メールまたは電話での概要報告 [任意様式]  
※内容に応じて詳細の聞き取りを行う場合があります

※ 発災時は、メールにて、基本的に下記内容の情報提供依頼を行っています。

- ① 人的被害の有無(けがや連絡の取れない方の有無)
- ② 物的被害の有無(建物等の倒壊や損傷の有無)
- ③ 休校等の状況(休校等の予定や見直し)

## 感染症により出席停止等を行った場合

- インフルエンザ等感染症により出席停止や臨時休業(学級・学年・学校単位)を行った場合は、私立学校法及び学校保健安全法に基づく報告が必要です。
- なお、報告にあたっては、下記のとおりとし、電話又はメールによる報告で可能とします。

根拠法令	: 私学法6条(当課あて報告) 学校保健安全法施行令第7条(出席停止) 学校保健安全法施行令第5条(臨時休業/閉鎖)
提出時期	: 随時/事後(速やかな報告をお願いします)
提出書類	: 学校保健安全法に基づく報告(学校設置者→保健所): 学校等欠席者・感染症情報システムによる報告 または所定の様式でご報告ください 私立学校法に基づく報告: (小・中・高等学校・専修学校・各種学校の場合) 電話又はメールにて学事・私学振興課あて概要を報告してください (幼稚園の場合) 「臨時休業報告」(様式23)、こども未来課あて報告してください

## 事件・事故等が発生した場合(児童生徒・園児・教職員を含む)

[様式 P192]

- 児童生徒等(学校の教職員及び児童生徒並びに園児)が事故等を起こした場合、事件・事故の被害者となった場合、自殺した場合等は報告する必要があります。
- 事故等とは具体的に下記に該当する場合の内容を指します。これらに該当する場合、直ちに県(当課)に電話等で概要を報告し、速やかに文書にて報告してください。
  - ① 学校内外を問わず、児童生徒等が生命に関わるような重大な犯罪又は触法行為を起こした場合(※殺人、強盗、詐欺、強制わいせつなど)
  - ② 児童生徒等が自殺を企図した場合(自殺が疑われる場合も含む。教職員は除く。)
  - ③ 報道で扱われる可能性の高い重大な事案

根拠法令	: 私学法6条
提出時期	: 随時/事後(速やかな報告をお願いします)
提出書類	: 児童生徒等の事故等報告書 [参考様式]

## 重大ないじめが発生した場合

[様式 P193～199]

- 重大ないじめが発生した場合、学校設置者及び学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、その事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け調査を行うこととされています。
- また、同法第31条第1項に基づき、発生報告及び調査結果報告を地方公共団体の長あてに行う必要があります。
- なお、いじめ重大事態の定義は下記のとおりとされています。さらに、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたることに留意してください。

【第1号】 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害は生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

【第2号】 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 年間30日を目安

根拠法令 : いじめ防止対策推進法第31条第1項

提出時期 : 随時/事後(速やかな報告をお願いします)

提出書類 : ①いじめ重大事態の発生に関する報告について [様式1]  
②いじめ重大事態調査の開始に関する報告について [様式2]  
③いじめ重大事態調査報告書 [参考様式]  
④いじめ重大事態の再調査の開始に関する報告について [様式3]

## 食中毒が発生した場合

[様式 P200]

- 食中毒が発生した場合、学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)の規定に基づき、県(当課)、学校医、保健所等に連絡・報告する必要があります。
- 食中毒の発生を確認した場合、速やかに電話等で概要報告を行うとともに、様式に則り発生状況報告の提出が必要です。また発生報告は、患者数・欠席者数等が変更になった際は、随時報告してください。
- また、県を通じて文部科学省への報告も必要となっています。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : 随時/事後

提出書類 : 学校に共同調理場がある場合:  
学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告 [別紙 4-1]  
学校に共同調理場がない場合:  
学校における感染症・食中毒等発生状況報告 [別紙 4-2]

## 総入学定員数の2分の1を超える留学生を受け入れた場合／専修学校のみ

[様式 P202～206]

- 総入学定員数の2分の1を超える留学生の受入れを行う場合は、事前に県(当課)あて届出を行う必要があります。
- また、受入れ開始後は、在籍管理の状況を5月と11月に定期報告として報告書の提出も併せて行うこととしています。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : ①随時/事前  
②5月・11月

提出書類 : ①総入学定員数の2分の1を超える留学生受入れに関する申出書  
②総入学定員数の2分の1を超える留学生受入れに関する定期報告書

定員募集を停止する場合

[様式 P207]

○ 定員募集を停止する場合は、事前に届出が必要です。

根拠法令 : 私学法6条

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 募集停止届

※ 学校を再開する場合は、再開前にその旨を当課に届出(任意の様式で可)してください。なお、生徒募集を伴う場合は、可能な限り募集前の届出をお願いします。

#### (4) 証明等関係

##### 登録免許税の非課税証明を受けようとする場合

[様式 P211]

- 登録免許税法第4条第2項に基づく免税措置を得るためには、非課税証明の申請を行う必要があります。建物や土地の取得を行う場合は、建物と土地は別口でそれぞれ申請書を作成のうえ提出してください。提出は申請書(様式)のみ2部提出いただく必要がありますのでご注意ください。(1部は証明書として利用)
- また、校地等変更届又は校舎等変更届を、同時に提出してください。
- なお、以下に掲げる土地・建物の取得については対象外ですのでご注意ください。
  - ・ 収益事業用の土地・建物
  - ・ 利用計画のない土地
  - ・ 法人本部専用の事務棟の土地・建物
  - ・ 職員専用の厚生施設 等

根拠法令	： 登録免許税法第4条第2項
提出時期	： 随時/事前
提出書類	： 土地、校舎等の権利の取得の登記に該当することの証明申請書 [添付書類]   ・ 契約書の写し ・ 理事会議事録の写し ・ 登記簿謄本 ・ 位置図及び字図 ・ 農地転用許可等の写し(該当がある場合) ・ 400円の大分県収入証紙

##### 学生割引証の交付を受けようとする場合

[様式 P214]

- 学生・生徒に対する旅客運賃割引証を受ける場合は交付願いの提出が必要です。

根拠法令	： 各社の定める旅客運営規則、学校及び救護施設指定取扱規則
提出時期	： 随時/事前
提出書類	： 学生割引証交付願

## 特定公益増進法人であることの証明を受けようとする場合

[様式 P215]

- 特定公益増進法人とは、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益増進に著しく寄与する法人を指し、当該特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金は、寄附控除等税制上の措置の対象です。
- 学校法人に対する寄附者に対して特定公益増進法人であることの証明書の発行を受けようとする場合は、証明申請書を提出する必要があります。寄附者が所得控除(法人の場合は損金算入)を受ける際に必要な証明です。
- 証明書の有効期間は5年間となります。

**根拠法令** : 所得税法施行令第217条、法人税法施行令第77条

**提出時期** : 随時/事前 → 証明書期間満了後

**提出書類** : ・特定公益増進法人であることの証明申請書 [第1号様式]  
・寄付金募集要綱 [第2号様式]  
・寄付金支出計画書 [第3号様式]  
・400円の大分県収入証紙

※証明書期間満了後

・寄付金募集実績報告書 [第5号様式]

※申請時の内容に変更がある場合

・証明申請書について内容変更届 [第6号様式]

## 税額控除対象法人の証明を受ける場合

[様式 P221]

- 租税特別措置法に基づき、一定の要件を満たす学校法人は、税額控除の対象となります。この制度は、寄附者の所得税率に関係なく一律に寄附控除を受けることができ、学校法人にとって、新たな寄附者の増加に繋がり、教育研究活動のための寄付金収入の増加が見込まれる制度です。寄附者が税額控除を受けるために、学校法人は証明を受ける必要があるため、その場合は申請が必要です。
- 証明書の有効期間は5年です。
- 税額控除対象法人の要件は以下のとおりです。
  - ① 絶対値要件を満たしていること。※規模による要件緩和あり
    - ・ 3,000 円以上の寄附金を支出した者(特例判定基準寄附者数)が特例実績判定期間内の日を含む事業年度それぞれで100人以上。
    - ・ 寄附金額が特例実績判定期間内の日を含む事業年度それぞれで30万円以上。
  - ② 経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成していること。
    - ・ 計画が評議員会の意見を聴取し、理事会の決定を経ていること。
    - ・ 計画期間が5年以上の期間を含むこと。
    - ・ 学校法人の経営の現状分析、目標、目標達成に向けた具体的な計画を含むこと。
    - ・ 寄附金募集に係る現状分析、目標、目標達成に向けた具体的な計画を含むこと。
  - ③ 特例実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれないこと。

根拠法令 : 租税特別措置法第26条の28

提出時期 : 随時/事前

提出書類 : 税額控除に係る証明申請書

学校法人等の設立のための寄附金を募集する場合／専修学校のみ

[様式例 P223]

- 4年制大学、高等専門学校、専修学校を設置する学校法人等の設立のための費用に充当する寄附金について、一定の要件を満たす場合、寄附額の全額が指定寄附金の対象となります。指定寄附金の活用を希望する設立準備法人は、募集前に書類の提出が必要です。

○

根拠法令 : 指定寄附金告示(令和5年財務省告示第96号)

提出時期 : 随時/募集前

提出書類 : 指定寄附金の活用に係る書類の提出について

## 2. 私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項

### (1) 学校に関する事項(学校教育法第4条及び第13条)

- 下記に掲げる対象項目は、私立学校審議会に諮問する必要があります。
- 私立学校審議会は、毎年8月と2月に開催しています。

事項	対象となる私立学校					
	幼	小	中	高	専	各
学校の設置・廃止、設置者の変更、閉鎖命令	○	○	○	○	○	○
収容定員に係る学則の変更	○	○	○	○		○
学科、全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止				○		
広域通信制の課程に係る学則の変更				○		
課程(=高校課程、専門課程、一般課程)の設置・廃止					○	
目的(=学科の属する8分野:工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養)の変更(追加、削除を含む)					○	

※ 専修学校については、学校教育法第130条の規定に基づき諮問。

※ 学校全体の収容定員に変更がなく、学科の設置廃止を伴わない定員の変更の場合は、諮問しない。

### (2) 学校法人に関する事項

- ① 学校法人が行う収益事業の定め／私立学校法第19条
- ② 寄附行為の認可(学校法人の設立)／私立学校法第24条
- ③ 寄附行為の補充／私立学校法第25条
- ④ 解散事由の認可又は認定／私立学校法第109条
- ⑤ 措置命令／私立学校法第133条
- ⑥ 収益事業の停止命令／私立学校法第134条
- ⑦ 学校法人の解散命令／私立学校法第135条
- ⑧ 組織変更の認可／私立学校法第152条
- ⑨ 収容定員超過の是正命令／私立学校振興助成法第12条の2
- ⑩ 予算の変更勧告／私立学校振興助成法第13条
- ⑪ 役員了解職勧告／私立学校振興助成法第13条

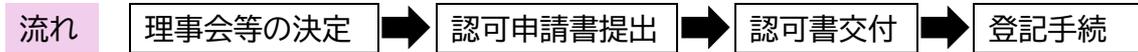
### (3) その他

- ① 無認可専修学校、各種学校の教育の停止命令／学校教育法第136条
- ② 私立学校審議会委員の解任／私立学校法第12条

### (4) スケジュール例

#### 私立学校審議会への諮問を要しない認可事項:

学校法人の寄附行為の変更、学校法人の合併等私立学校審議会への諮問を要しない認可事項については、随時申請を受け付ける。



#### 私立学校審議会への諮問を要する場合:

(学校法人の設立を伴う場合)

時期	開設前年 6月	8月	12月	2月	3月	4月
県		書類審査	私立学校審議会 計画承認		私立学校審議会委員の現地調査の実施等 私立学校審議会 寄附行為認可 学校設置認可	開校
申請者	事前相談 設立発起人会決議 学校設置計画書の提出		PR活動開始 工事着工 学校設置認可 申請書の提出	寄附行為認可 申請書の提出		
備考						

(専修学校の学科設置を行う場合)

時期	開設前年 6月	8月	12月	2月	3月	4月
県		書類審査 私立学校審議会	計画承認		私立学校審議会 私立学校審議会 寄附行為認可 学校設置認可	新学科の設置
申請者	事前相談 理事会等の決議 学校設置計画書の提出		PR活動開始可 理事会等の決議 目的変更認可 申請書の提出 寄附行為変更認可 申請書の提出	私立学校審議会委員の現地調査の実施等		
備考	※募集要項には、申請予定の明記					

(専修学校／2年制の廃止を行う場合)

時期	廃止2年前	廃止前年 5月頃	12月	2月	3月	4月
県				私立学校審議会	寄附行為認可 学校設置認可	学校廃止
申請者	生徒募集停止届 在校生卒業見込み 等確認	理事会等の決議	学校廃止認可申請 書の提出 寄附行為変更認可 申請書の提出			

※幼稚園の場合は、修業年限(3年)分で整理のこと。

### 3. 学校法人が期間内に行わなければならない事項

#### (1) 登記事項

- 学校法人は組合等登記令に基づき、定められた期間内に適切な登記事務を完了する必要があります。

事項	登記の期間 主たる事務所の所在地にて	根拠条項 (組合等登記令)
設立登記	2週間以内(※1)	第2条
組合等登記令第2条第2項各号に掲げる事項の変更登記(※2)	2週間以内	第3条第1項
資産の総額の変更登記	3月内(事業年度終了後)	第3条第3項
解散登記(合併、破産の場合を除く)	2週間以内	第7条
合併の登記(※3)	2週間以内	第8条
清算終了登記	2週間以内 (清算終了の日から)	第10条
主たる事務所の移転登記	2週間以内 (旧所在地においては移転登記、新住所においては令第2条に掲げる事項の登記)	第4条

(※1) 組合等登記令第24条 登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達したときから登記の期間を起算する。

(※2) 組合等登記令第2条各号に掲げる登記事項

- (1) 目的及び業務
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在場所(従たる事務所も含む)
- (4) 代表権を有する者(代表業務執行理事を含む)の氏名、住所及び資格
- (5) 存続期間、解散の事由
- (6) 代表権の範囲又は制限、資産の総額、設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

(※3) 合併の態様により、それぞれの登記をする。(第8条)

- (1) 合併後存続する学校法人について変更の登記
- (2) 合併により消滅する学校法人又は準学校法人については解散の登記
- (3) 合併により設立した学校法人については設立の登記

## (2) その他の事項

○ 学校法人は、私立学校法に基づき作成等行わなければならない事務があります。

事項	期間	起算日	根拠法令 (私立学校法)
財産目録の作成	設立時	法人設立の時	第23条
	2週間以内	合併認可の通知があった日	第127条第1項
	3か月以内	毎会計年度終了後	第107条
貸借対照表の作成	3か月以内	毎会計年度終了後	第107条
	2週間内	合併認可の通知があった日	第127条第1項
収支計算書の作成	3か月以内	毎会計年度終了後	第103条
事業報告書の作成	3か月以内	毎会計年度終了後	第103条
役員等名簿の作成	3か月以内	毎会計年度終了後	第107条
評議員会に対する決算 及び事業の実績報告書	1週間前 (5年間備置)	定時評議員会の日	第105条
役員の補充	1か月以内	理事又は監事のうち、その定数の 1/5(理事)又は1/2(監事)を 超える欠員が生じたとき	理事:第34条 監事:第50条
評議員会の招集	20日以内	評議員総数の1/3以上の評議員 から会議に付議すべき事項を示 して招集を請求されたとき	第71条第2項

## 4. 学校に備えなければならない表簿

---

○ 学校教育法施行規則第28条により学校に備えなければならない表簿は、次のとおりです。

### (1) 学校備付表簿

- ① 学校に関係のある法令
- ② 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ③ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- ④ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- ⑤ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- ⑥ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- ⑦ 往復文書処理簿

### (2) 表簿の保存期間

- ① 卒業した場合(中途転入の場合は、前学校からの写しを合わせる)  
指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録 20年  
指導要録及びその写しのうち指導に関する記録 5年
- ② 転学の場合  
転学した日から20年(指導に関する記録は5年)
- ③ 退学した場合  
退学した日から20年(指導に関する記録は5年)
- ④ 廃止された学校  
20年(指導に関する記録は5年)から、その学校が保存した期間を控除した期間
- ⑤ 卒業者名簿(卒業証書授与台帳) 永年
- ⑥ 公文書 5年
- ⑦ その他の表簿 5年

※ ⑤及び⑥については、私立学校等に係る学校教育法施行細則(平成20年大分県規則第49号)による

## 5. 学校法人に備えなければならない表簿

---

○ 私立学校法ほか関連法令により学校法人に備えなければならない表簿は、次のとおりです。

### (1) 財産目録等の備付け及び閲覧(私立学校法第106条)

- ① 毎会計年度終了後、3か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(※1)を作成しなければなりません。
- ② 上記に掲げる書類及び監査報告書を各事務所に備えて置き、設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなりません。なお、謄写やコピーの提供義務はありません。(※2)

(※1)

- ・ 役員等名簿:理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿
- ・ 請求があった場合は、個人の住所に係る記載の部分を除外して閲覧させること

(※2:正当な理由)

- (ア) 就業時間外や休業日になされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
- (イ) 当該学校法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的でなされる場合
- (ウ) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合 等

### (2) 就業規則(労働基準法第89条)

○ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、労働者の意見を聴いて一定事項について就業規則を作成し、労働基準監督署へ届けなければなりません。なお、変更の場合についても同様です。

※ 就業規則は、法令、労働協約に反してはならず、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働協約は、その部分については無効とされ、無効になった部分は就業規則で定める基準によります。(労働基準法第2条及び93条、労働契約法第12条)

### **(3) 学校法人の寄附行為に基づいて備えなければならない書類**

- ① 寄附行為
- ② 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- ③ 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- ④ その他必要な書類及び帳簿

### **(4) 各種規程**

- ① 給与規程
- ② 経理規程
- ③ 旅費規程
- ④ その他必要な規程

### **(5) その他**

- ① 認可関係書類
- ② 県への各種届出書類
- ③ 法人の登記事項証明書(登記簿謄本)
- ④ 不動産登記事項証明書(登記簿謄本)

## 6. 所轄庁の権限

---

○ 関連法令に基づく所轄庁の権限は下記のとおりです。

	事項	根拠法令
1	学校閉鎖命令	学校教育法第13条
2	措置命令	私立学校法第133条
3	役員解任勧告	
4	収益事業の停止	私立学校法第134条
5	学校法人の解散命令	私立学校法第135条
6	帳簿・書類に対する質問検査	私立学校振興助成法第12条
7	定員超過是正命令	
8	予算の変更勧告	
9	役員解職勧告	
10	免許状の取上げの通知	教育職員免許法14条

## 7. 罰則規定

○ 関連法令に基づく罰則規定は下記のとおりです。

事項	根拠法令	備考
学校閉鎖命令違反 等	学校教育法第143条	6月以下の懲役、禁錮又は20万円以下の罰金
学校の名称専用違反	学校教育法第146条	10万円以下の罰金
類似名称の使用	私立学校法第153条	10万円以下の罰金
登記の懈怠	私立学校法第163条	20万円以下の過料
議事録、計算書類、監査報告又は財産目録等の記録不備又は虚偽の記録	私立学校法第163条	20万円以下の過料
寄附行為、議事録、計算書類、監査報告又は財産目録等の備置きの不備	私立学校法第163条	20万円以下の過料
寄附行為、議事録、報告、計算書類又は財産目録等の閲覧又は交付の拒否	私立学校法第163条	20万円以下の過料
監事の選任を目的とする議案提出の請求に従わなかったとき	私立学校法第163条	20万円以下の過料
監事又は会計監査人の調査の妨害	私立学校法第163条	20万円以下の過料
総評議員数の1/3の請求に係る事項を評議員会の目的にしなかったとき	私立学校法第163条	20万円以下の過料
寄附行為の変更の届出懈怠又は虚偽の届出	私立学校法第163条	20万円以下の過料
理事又は清算人による破産手続き開始の申立の懈怠	私立学校法第163条	20万円以下の過料
債権の申出の催告又は破産手続きの公告懈怠又は虚偽公告	私立学校法第163条	20万円以下の過料
合併認可に伴う財産目録及び貸借対照表の作成又は債権の弁済等違反	私立学校法第163条	20万円以下の過料

	収益事業の停止命令の違反	私立学校法第163条	20万円以下の過料
	所轄庁への報告拒否・虚偽報告及び検査拒否等	私立学校法第163条	20万円以下の過料
	虚偽・不正による国庫補助金受領	補助金等適正化法第29条	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	無免許教員の任用・雇用	教育職員免許法第22条	30万円以下の罰金



---

## Ⅱ 様式及び記載要領

---

### 1 学校法人関係(私立学校法施行細則)



第1号様式(第5条関係)

学校法人 寄附行為認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
設立代表者氏名

学校法人 〃 の寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法（以下「法」という。）第23条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為
- 2 設立趣意書
- 3 設立決議録
- 4 設立代表者の履歴書
- 5 理事に関する次に掲げる書類
  - (1) 理事の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
  - (4) 理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類
  - (5) 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (6) 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
- 6 監事に関する次に掲げる書類
  - (1) 監事の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 監事が評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類
  - (4) 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
- 7 評議員に関する次に掲げる書類
  - (1) 評議員の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者（同項第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まれていることを証する書類
  - (4) 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (5) 法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えて

いないことを証する書類

- (6) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類
- 8 会計監査人に関する次に掲げる書類
  - (1) 会計監査人の就任承諾書
  - (2) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
  - (3) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）であることを証する書類
  - (4) 会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類
- 9 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- 10 寄附申込書
- 11 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書類等
- 12 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 13 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- 14 設立後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 15 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書
- 16 法人全体の負債償還計画書
- 17 学生生徒等納付金調書
- 18 当該学校法人の設置する私立学校の学則
- 19 その他参考となる書類

## 寄附行為(作成例)

### 学校法人〇〇学園寄附行為

#### 第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

#### 第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科  
定時制課程 〇〇科  
通信制課程 (広域)〇〇科
- 二 〇〇中学校
- 三 〇〇小学校
- 四 〇〇幼稚園
- 五 〇〇専修学校 〇〇高等課程 〇〇専門課程
- 六 〇〇各種学校
- 七 〇〇認定こども園

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

#### 第三章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事〇〇名

二 監事 ○名

2 この法人に、評議員○○名を置く。

#### 【例1:評議員会を理事選任機関とする場合】

(理事選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 4 理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

#### 【例2:第三者機関を理事選任機関とする場合】

(理事選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関は、理事選考委員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。
- 3 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考委員会の決議によって選任する。
- 4 理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。
- 5 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者(以下この条及び第二十九条第一項第五号において「理事選任機関招集権者」という。)が招集する。
- 6 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

#### 【例3:理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合】

(理事選任機関)

第七条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- 一 理事会
  - 二 評議員会
  - 三 外部理事選考委員会
- 2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
    - 一 理事会 全ての理事
    - 二 評議員会 全ての評議員
    - 三 外部理事選考委員会 学外有識者○名
  - 3 理事会及び評議員会以外の理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考委員会の決議によって選任する。
  - 4 理事会及び評議員会以外の理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。

- 5 理事会及び評議員会以外の理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者(以下この条及び第二十九条第一項第五号において「理事選任機関招集権者」という。)が招集する。
- 6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(理事選任機関が理事会又は評議員会である場合にあっては、理事長。以下この項において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。
- 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

## 第四章 理事会及び理事

### 第一節 理事の選任及び解任等

#### 【例1:評議員会を理事選任機関とする場合】

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長のうちから評議員会において選任した者 ○名
  - 二 評議員会において選任した者 ○名
- 2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

#### 【例2:第三者機関を理事選任機関とする場合】

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長のうちから理事選考委員会において選任した者 ○名
  - 二 理事選考委員会において選任した者 ○名
- 2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、保険の理事を選任することができる。

#### 【例3:理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合】

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長のうち理事会において選任した者 ○名
  - 二 評議員会において選任した者 ○名
  - 三 外部理事選考委員会において選任した者 ○名
- 2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第九条 理事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第十一条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事案があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第十二条 理事は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

## 第二節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第十三条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第十四条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第十五条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち一名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第十六条 理事長[及び代表業務執行理事]以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第十七条 理事長[、代表業務執行理事及び業務執行理事]は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、事故の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第三節 理事会の運営

(招集)

第十八条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前二項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第十九条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第二項及び第四項並びに第二十九条第二項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第二十条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 前二項の規定にもかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第百九条第一項第一号に定める事由による解散

二 この法人の合併

三 予算及び事業計画の作成又は変更

四 基本財産の処分

五 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 残余財産の帰属者の決定

七 収益を目的とする事業に関する重要な事項

4 理事は、書面又は電磁的方法による理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第二十一条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第二十二条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下第四十七条第二項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

## 第五章 監事

### 第一節 選任及び解任等

(監事の選任)

第二十三条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第二十四条 監事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第三項及び第六項並びに第四十六条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第二十五条 監事の任期は、選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第二十六条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第二十七条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第二十八条 監事は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の二分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

## 第二節 職務等

### (監事の職務)

第二十九条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
  - 二 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後三月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - 三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
  - 四 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに〇〇都道府県知事(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
  - 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第五号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も同様とする。

### (調査権限等)

第三十条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則第〇条で定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

### (理事の行為の差止め)

第三十一条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

## 第六章 評議員会及び評議員

### 第一節 評議員の選任及び解任等

#### 【例1:評議員会で評議員を選任する場合】

(評議員の選任)

第三十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- 一 この法人の職員のうちから選任した者 〇〇名
  - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから選任した者 〇〇名
  - 三 学識経験者のうちから選任した者 〇〇名
- 2 前項第一号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

#### 【例2: 充て職や複数の機関で評議員を選任する場合】

(評議員の選任)

第三十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で評議員会において選任した者 〇〇名
  - 二 〇〇〇〇学校校長
  - 三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、評議員会において選任した者 〇〇名
  - 四 学識経験者の中から、評議員選考委員会において選任した者 〇〇名
- 2 前項第一号及び第二号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 第一項第2号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。
- 4 第一項第4号の評議員選考委員会は、学外有識者〇名で構成する。
- 5 評議員会及び評議員選考委員会は、評議員の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(評議員の資格)

第三十三条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第三項及び第六項、第三十六条第二項及び第三項並びに第六十二条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第三十四条 評議員の任期は、選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残存期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第三十五条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

3 評議員は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

## 第二節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第三十六条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第三十七条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算及び事業計画の作成又は変更
- 四 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- 五 収益事業に関する重要事項
- 六 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- 七 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 八 寄附金品の募集に関する事項
- 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- 一 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める寄附行為の変更
- 二 私立学校法第百九条第一項第一号に定める事由による解散
- 三 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第三十八条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法

人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第三十一条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続きが行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第三十九条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

### 第三節 評議員会の運営

(開催)

第四十条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第四十一条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の三分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の三分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の二十日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
  - 一 会議の日時及び場所
  - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
  - 三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
  - 四 私立学校法施行規則第〇条で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第四十二条 前条第二項の規定による請求があった日から二十日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、〇〇都道府県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第四項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第四十三条 第二十九条第二項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第四十一条第四項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第四十四条 前三条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第四十五条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第四十六条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第九十二条第一項に規定する決議

3 前二項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第四十七条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から十年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第四十八条 理事長[、代表業務執行理事、業務執行理事]及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長[、代表業務執行理事、業務執行理事]及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

## 第七章 理事会と評議員会の協議

### 【例1:理事・評議員協議会を設置する場合】

(理事会及び評議員会の協議)

第四十九条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事故について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から二十日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

- 2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。
- 3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。
- 4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。
- 6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

### 【例2:理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合】

(理事会及び評議員会の協議)

第四十九条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、さらに審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

## 第八章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第五十条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第五十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第五十二条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第五十三条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事業を勘案して特

に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第一項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第九十二条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに意義がある場合には○か月以内に当該異議を述べる旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の十分の一以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第一項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第一項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則第○条で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

#### (責任限定契約)

第五十四条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

### 第九章 資産及び会計

#### (資産)

第五十五条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

#### (資産の区分)

- 第五十六条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産[及び収益事業用財産]とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
  - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
  - 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
  - 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産[又は収益事業用財産]に編入する。

#### (基本財産の処分の制限)

第五十七条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第五十八条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第五十九条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第六十条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する関係(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第六十一条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第六十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書
- 五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第五号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第六十三条 この法人は、毎会計年度終了後三月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第三項及び第七十条第二号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第一項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第六十四条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

## 第十章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第六十五条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則第〇条に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、〇〇都道府県知事に届け出なければならない。

## 第十一章 解散及び合併

(解散)

第六十六条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 〇〇都道府県知事の解散命令

2 前項第一号又は第二号に掲げる事由による解散は、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第六十七条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第六十八条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。

## 第十二章 補則

### (情報の公表)

第六十九条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

### (公告の方法)

第七十条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

### (施行細則)

第七十一条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附則

- 1 この寄附行為は、〇〇都道府県知事の認可の日(令和〇年〇月〇日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇

令和5年度私立学校法改正に伴う寄附行為の変更に際しては、学校法人の事情により、以下のような附則を定めることも考えられる。

- 1 この寄附行為は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の資格及び構成については、令和七年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であつて、令和七年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和七年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であつて、私立学校法第三十一条、第四十六条及び第六十二条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和九年度の定時評議員会の終結の時以降である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の役員又は評議員会の解任は、なお従前の例による。
- 6 第三十二条第一項第二号[第三号]中[設置する学校を卒業した者]とあるのは、学校の卒業生が年齢二十五年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。

## 設立趣意書(作成例)

このたび………に対応した人材を養成するため………、………等多くの方々の要請を受け、………の有志が〇〇学校の設立を計画し、この学校を設置することを目的として、学校法人〇〇学園(仮称)設立を発起したところであります。

注:教育に関する考え方、法人を設立する理由、目的を具体的に記入する。

## 設立決議書(作成例)

### 学校法人〇〇学園設立発起人会決議録

1 開催日時 年 月 日( ) 〇時〇〇分 ~ 〇時〇〇分

2 開催場所 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会議室

3 出席者 〇〇、〇〇、〇〇、……

#### 4 議案

- 第1号議案 学校法人〇〇学園の設立について
- 第2号議案 〇〇学校の設置について
- 第3号議案 設立代表者の選任について
- 第4号議案 設立後2年間の事業計画及び収支予算書について
- 第5号議案 寄附受領について
- 第6号議案 設立当初の役員選任について

#### 5 議事の経過及びその結果について

〇〇を互選により議長に選任した後、議案の審議に入った。

第1号議案 学校法人〇〇学園設立について

〇〇が寄附行為案を示して法人設立について意見を述べ審議に入ったが、〇〇の質疑応答がなされた後、全員異議なく承認した。

第2号議案 〇〇学校の設置について

第3号議案 設立代表者の選任について

互選の結果、〇〇を設立代表者と定め、一歳の権限を委任することに決定した。

第4号議案 設立後2年間の事業計画及び収支予算書について

第5号議案 寄附受領について

第6号議案 設立当初の役員選任について

〇〇から役員就任について提案があり、下記の者が役員に就任することを全員異議なく承認した。

理事 〇〇、〇〇……

監事 〇〇、〇〇

よって、議長は議事終了を述べて〇〇時〇〇分閉会を宣言した。

署名人(発起人全員)

〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

……

**役員の就任承諾書(作成例)**

就任承諾書

令和 年 月 日

学校法人 ○○学園  
設立代表者 ○○ ○○ 殿

住所  
氏名

学校法人○○学園設立のうえは、当初の理事(監事)に就任することを承諾します。

**役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超え**

**て含まれていないことを証する書類(作成例)**

宣 誓 書

理 事	○○ ○○	理 事	○○ ○○
理 事	○○ ○○	理 事	○○ ○○
理 事	○○ ○○	理 事	○○ ○○
監 事	○○ ○○	監 事	○○ ○○

上記の役員について、理事 ○○ ○○ と 理事 ○○ ○○ とが三親等以内の親族であること以外は、三親等以内の親族又は配偶者が一人も含まれていないことを宣誓します。

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人○○学園  
設立代表者 ○○ ○○

学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類(作成例)

誓 約 書

私は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

当法人は、本教職員の雇用に際し、特定免許状失効者管理システムを確認しました。

年 月 日

(法人名)

(代表者氏名)

## 財産目録(作成例)

### 財 産 目 録

年 月 日

1 資産総額①		円	
うち 基本財産		円	(資産内訳の合計と一致すること)
運用財産		円	(資産内訳の合計と一致すること)
収益事業用財産		円	(資産内訳の合計と一致すること)
2 負債総額2		円	(資産内訳の合計と一致すること)
3 正味財産①－②		円	

#### 資産内訳

##### 1 基本財産

###### (1) 土地

所在・地番	面積	評価額	備 考
	m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
	計	円	

###### (2) 校(園)舎

種別	所在地	構造	面積	評価額	備 考
校舎			m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
寮					
			計	円	

###### (3) 校(園)具及び教具等

種 別	名 称	点(冊)数	評価額	備 考
校(園)具・教具		点	円	別添評価書のとおり
図 書		点		
備 品		点		
	計	点	円	

## 2 運用財産

### (1) 現金預金

種 別	金額	銀行等名	備 考
普通預金	円		別添証明書のとおり
定期預金	円		
現 金	円		
計	円		

注: 証明書は、銀行等の残高証明書

### (2) 有価証券

種 別	証券番号	額面金額	備 考
		円	別添証明書のとおり
		円	
		円	
計		円	

## 3 収益事業用財産

### (1) 事業用敷地

所在・地番	面積	評価額	備 考
	m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
	計 m <sup>2</sup>	円	

### (2) 事業用建物

所在地・地番	構造	面積	評価額	備 考
		m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
		計 m <sup>2</sup>	円	

### (3) 事業用動産

種 別	名 称	点 数	評価額	備 考
			円	
			円	

(4) 現金(預金)

種別	金額	銀行等名	備考
定期預金	円		別添証明書のとおり
現金	円		
計	円		

負債内訳

(1) 固定負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
長期借入金	円		別添証明書のとおり
	円		
計	円		

(2) 流動負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
短期借入金	円		別添証明書のとおり
未払金	円		
計	円		

借用財産

基本財産に準じて作成し、備考欄に借用相手方、借用条件を記入すること。

(注)

- 1 学校法人の財産となるべき全ての財産を記載し、資産総額は寄附申込書の合計を一致すること。
- 2 基本財産は原則として負担付又は借用のものではないこと。

## 寄附申込書(作成例)

年 月 日

学校法人 ○○学園  
設立代表者 ○○ ○○ 殿

住所  
氏名

### 寄附申込書

学校法人○○学園設立のうへは、私の所有する下記の財産を寄附します。

#### 記

- 1 土地
  - (1) 所在地
  - (2) 地 目
  - (3) 地 積 ㎡
  - (4) 添付書類(登記簿謄本)
- 2 建物
  - (1) 所在地
  - (2) 種 類
  - (3) 構 造
  - (4) 床面積 ㎡
  - (5) 価 格 円
  - (6) 添付書類(登記簿謄本、契約書等)
- 3 校(園)具及び教具等
  - (1) 種 類
  - (2) 名 称
  - (3) 点(冊)数 点
  - (4) 価 格 円
  - (5) 添付書類(登記簿謄本、契約書等)
- 4 現金又は預金
  - (1) 種 別
  - (2) 現在高
  - (3) 銀行名等
  - (4) 添付書類(残高証明書)

注:寄附者が法人であるときは、法人内部の手続きを経たことを証する書類を添付すること。  
(理事会等の議事録の写し)

# 当該学校法人が設置する私立学校の学則（作成例）

〇〇高等学校学則

※必須事項

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育（及び専門教育）を施すことを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、〇〇高等学校という。

（位置）

第3条 本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

## 第2章 課程及び収容定員

（学級編成及び収容定員）※

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程

普通科	〇〇〇名			
商業に関する学科	〇〇〇名	商業科	〇〇〇名	情報処理科 〇〇〇名
工業に関する学科	〇〇〇名	機械科	〇〇〇名	
全日制課程計	〇〇〇名			

通信制課程

普通科	〇〇〇名
通信制課程計	〇〇〇名

※ 通信制課程を置く高等学校については、学則中に①通信教育を行う区域に関する事項及び②通信教育連携協力施設に関する事項を記載すること（規第4条第2項）

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

（修業年限）※

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制課程	3年
通信制課程	3年以上

（学年）※

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)※

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

〔前期 4月1日から9月30日まで〕  
〔後期 10月1日から3月31日まで〕

(休業、臨時授業及び臨時休業)※

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日(毎月第○、第○土曜日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(4) 夏季休業 ○月○日から○月○日まで

(5) 冬季休業 ○月○日から○月○日まで

(6) 学年末休業 ○月○日から○月○日まで

(7) 学年始休業 ○月○日から○月○日まで

(8) 開校記念日 ○月○日から○月○日まで

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定に関わらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

#### 第4章 入学、退学、転学及び休学

(入学資格)※

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 文部科学大臣の指定した者

(3) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(転入学又は編入学資格)※

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者又は修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)※

第11条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)※

第12条 入学を希望するときは、保護者は入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)※

第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保護者(保証人)と連署した誓約書、その他必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

(転学)※

第14条 他の中学校から本校に転学を志願する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ転学を許可することがある。

2 生徒が他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)※

第15条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)※

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない理由により〇月以上出席することができないときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(転籍)

第18条 生徒が本校の全日制課程及び定時制課程相互間の転籍を希望するときは、取得した単位に応じ相当学年に転籍を許可することがある。

(出席停止)

第19条 生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命じることがある。

(身上事項の異動の届出)

第20条 生徒及び保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(復校)

第21条 退学した者が復校を希望するときは、その理由により選考のうえ、相当学年に入学を許すことができる。

## 第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

### (教育課程)※

第22条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

### (学習評価)※

第23条 学習の評価については、高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目の目標を基準として行う。

### (単位の認定)

第24条 校長は、生徒が教育課程に従って各教科、科目を履修し、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。

### (課程修了の認定)※

第25条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

### (卒業)※

第26条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

### (原級留置)

第27条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

## 第6章 教職員組織

### (教職員組織)※

第28条 本校に次の教職員を置く。(※)必置

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1)校長     | 1名(※)       |
| (2)教頭     | 名(※)        |
| (3)教諭     | 名(※)        |
| (4)養護教諭   | 名           |
| (5)司書教諭   | 名           |
| (6)実習助手   | 名(必要に応じ)(※) |
| (7)講師     | 名           |
| (8)事務長    | 名(※)        |
| (9)事務職員   | 名(※)        |
| (10)学校医   | 名(※)        |
| (11)学校歯科医 | 名(※)        |
| (12)学校薬剤師 | 名(※)        |

- 2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を助け校務を整理する。
- 4 事務長は、校長の監督を受け事務を掌る。
- 5 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第7章 授業料、入学金及び検定料

(授業料・入学金及び検定料)※

第29条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、次のとおりとする。

区分	全日制課程	通信制課程
授業料(年・月額)	〇〇〇円	〇〇〇円
入学金	〇〇〇円	〇〇〇円
〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円
検定料	〇〇〇円	〇〇〇円

注:生徒納付金として徴収しているものは、すべて記載すること。

(納入及び納入の特例)※

第30条 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学及び留学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 月の中途において入学、退学、転学するに至った者は、その月の授業料を納付しなければならない。

(滞納)※

第31条 正当な理由なく、かつ、所定の手続きは行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(減免)※

第32条 生徒のうち特別の事情により特に必要があると認める者について、授業料の一部又は全部につき納付を免除することができる。

## 第8章 賞罰

(褒章)※

第33条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒章することがある。

(懲戒)

第34条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で正業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第9章 その他

(留学)

第35条 校長は、教育上有益であり、かつ生徒の教育上適切であると認められたときは生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学を許可した生徒について、外国の高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、留学を修了した時点において学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 4 前各号に規定する留学についての具体的方法は、別に定めるものとする。
- 5 校長は、前4項の規定によらず生徒が休学(あるいは退学)し、外国の高等学校で学習することを許可することができる。ただし、この場合における外国の高等学校での学習については、本校における単位とみなさず、また、当該期間を在学期間には参入しない。

## 第10章 別科及び専攻科

(別科)

第36条 本校に別科を置く。

- 2 別科については、別に定める。

(専攻科)

第37条 本校に専攻科を置く。

- 2 専攻科については、別に定める。

## 第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第38条 本校に寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍については、別に定める。

## 第12章 細則

(細則)

第39条 この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

#### 附則

(施行日)

1 この学則は、 年 月 日から施行する。

(改正)

1 この学則改正は、 年 月 日から施行し、 年 月 日から適用する。

(授業料の特則)

1 本文第 条中第 項第 号「授業料 円」とあるのは、前条の規定にかかわらず、 年 月 日に入学した生徒については 円とし、 年 月 日に入学した生徒にあっては、なお、従前の例による。

注意:学則改正の都度、このように附則を加えていくこと。

(別表)教育課程&lt;〇〇制課程 〇〇科&gt;

教科	科目	標準単位	第1学年	第2学年	第3学年	計
国語	現代の国語	2				
	言語文化	2				
	論理国語	4				
	文学国語	4				
	国語表現	4				
	古典探求	4				
地理歴史	地理総合	2				
	地理探求	3				
	歴史総合	2				
	日本史探求	3				
	世界史探求	3				
公民	公共	2				
	倫理	2				
	政治・経済	2				
数学	数学Ⅰ	3				
	数学Ⅱ	4				
	数学Ⅲ	3				
	数学A	2				
	数学B	2				
	数学C	2				
理科	科学と人間生活	2				
	物理基礎	2				
	物理	4				
	化学基礎	2				
	化学	4				
	生物基礎	2				
	生物	4				
	地学基礎	2				
	地学	4				
保健体育	体育	7～8				
	保険	2				
芸術	音楽Ⅰ～Ⅲ	2～6				
	美術Ⅰ～Ⅲ	2～6				
	工芸Ⅰ～Ⅲ	2～6				
	書道Ⅰ～Ⅲ	2～6				

外国語	英語コミュニケーションⅠ	3				
	英語コミュニケーションⅡ	4				
	英語コミュニケーションⅢ	4				
	倫理・表現Ⅰ	2				
	倫理・表現Ⅱ	2				
	倫理・表現Ⅲ	2				
家庭	家庭基礎	2				
	家庭総合	4				
情報	情報Ⅰ	2				
	情報Ⅱ	2				
理数	理数探究基礎	1				
	理数探究	2～5				
総合的な学習の時間		3～6				
合計						

## 〇〇幼稚園園則

※必須事項

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適切な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 本幼稚園は、〇〇幼稚園という。

(位置)

第3条 本幼稚園は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(入園資格)※

第4条 本幼稚園に入園することができる者は、満〇歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(定員、学級編成)※

第5条 本幼稚園の収容定員は、〇学級〇〇名とし、その内訳は次のとおりとする。

- 5歳児 〇学級
- 4歳児 〇学級
- 3歳児 〇学級

### 第2章 保育年限、学期及び休業日、保育時間

(保育年限)※

第6条 本幼稚園の保育年限は〇年(4年未満)とする。

(学期)※

第7条 1年を分けて次の3保育期とする。 注:保育期の代わりに学期としても差し支えない

- 第1保育期 4月1日から8月31日まで
- 第2保育期 9月1日から12月31日まで
- 第3保育期 1月1日から3月31日まで

(休業日)※

第8条 本園の休業日(休園日)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日(毎月第〇、第〇土曜日)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (4) 夏期休業 〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 冬期休業 〇月〇日から〇月〇日まで

- (6) 学年末休業 ○月○日から○月○日まで
- (7) 学年始休業 ○月○日から○月○日まで
- (8) 開園記念日 ○月○日
- (9) その他園長が必要と認めた日

### 第3章 授業日時、教育課程、保育内容

(授業日時)※

第9条 幼稚園の授業日時数は次のとおりとする。

- (1) 1学年の教育週数 ○○週 (※39週以上)
- (2) 1週の教育日数 ○日 (※目安5日)
- (3) 1日の教育時数 ○時間を原則とする。(※目安4時間)

(始業及び終業)

第10条 保育時間は、午前○時○○分から午後○時○○分までとする。ただし、季節により変更することがある。

### 第4章 入園、退園及び休園

(入園許可)※

第11条 教育課程は前条及び幼稚園教育要領の基準により、園長が定める。

(入園手続)※

第12条 入園しようとする者は、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ入園料を添えて提出するものとする。

(退園、休園)※

第13条 退園又は休園しようとする者は、その事由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

### 第5章 修了及び褒賞

(修了)

第14条 園長は、園児が所定の保育過程を修了したと認めるときは、修了証書を授与する。

(褒賞)

第15条 心身の発達著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

## 第6章 教職員組織

(教職員組織)※

第16条 本幼稚園に次の教職員を置く。 ※必置

- |         |     |
|---------|-----|
| (1)園長   | 1名※ |
| (2)副園長  | 〇名  |
| (3)教諭   | 〇名※ |
| (4)養護教諭 | 〇名  |
| (5)事務教諭 | 〇名  |
| (6)園医   | 〇名※ |
| (7)園歯科医 | 〇名※ |
| (8)園薬剤師 | 〇名※ |

2 園長は、園務を掌り所属職員を監督する。

3 教諭は、幼児の保育を掌る。

## 第7章 保育料、入園金及び検定料

(保育料、入園金及び検定料)※

第17条 本幼稚園の保育料・入園料及び検定料は、次のとおりとする。

保育料(年・月額)	〇〇〇円
入園料	〇〇〇円
検定料	〇〇〇円

注:そのほか園児納付金として徴収しているものは、全て記載すること。

(その他)

第18条 幼児の在園中は、出席の有無にかかわらず保育料を所定の期日までに納付しなければならない。

## 第8章 補則

(施行細則)

第19条 この園則の施行に関し、必要な細則は園長が別に定める。

附則

(施行日)

1 この園則は、 年 月 日から施行する。

(改正)

1 この園則は、 年 月 日から施行し、 年 月 日から適用する。

注意:園則改正の都度、このように附則を追加すること

〇〇専修学校学則(作成例) ※学校教育法改正(令和8年4月1日施行)反映

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき、〇〇に関する専門的な知識及び技術を習得させ、職業若しくは实际生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、〇〇専修学校という。

(位置)

第3条 本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学校、修業年限、収容定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	収容定員	備考
〇〇専門課程	〇〇科					
	〇〇科					
〇〇高等課程	〇〇科					

注意: 〇〇専門課程の〇〇には、8分野名を表記する。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 〇〇課程の学期は次のとおりとする。

第1学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第2学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第3学期 〇月〇日から〇月〇日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日・土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 夏期休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(4) 冬期休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(5) 春期休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(6) その他校長が必要と認めた日

### 第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、単位数)

第8条 本校の教育課程及び単位数は別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 本校の各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定める時間の授業をもって1単位とし、単位数を計算するものとする。

- (1) 講義 ○時間
- (2) 演習 ○時間
- (3) 実験、実習及び実技 ○時間
- (4) 卒業研究 ○時間

(履修科目の登録の上限)

第10条 生徒等が1年間(1学期)に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は、第8条における別表のとおりとする。

(単位の授与)

第11条 単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第12条 生徒等が他の専修学校、大学等において行った、次に定める授業科目の履修等は、本校各課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなす。

科目区分	履修する専修学校、大学等	履修科目	本校において履修したとみなす単位数
一般科目	〇〇大学〇〇学部〇〇学科	〇〇	
専門科目	〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科	〇〇	

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 生徒等が本校入学前に他の専修学校、大学等において行った授業科目の履修等は、別に定める規程に基づき、出願時に申請があれば、本校各課程における授業科目の履修とみなすことができる。

ただし、転学等の場合を除き、前条により当該課程における授業科目の履修とみなす単位数と合わせて当該課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

(始業及び終業)

第14条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻
〇〇課程	〇〇学科		〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分

(教職員組織)

第15条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 ○名以上
- (3) 講師 ○名以上
- (4) 助手 ○名以上
- (5) 事務職員 ○名以上
- (6) 学校医 ○名

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

#### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は次のとおりとする。

**【※専門課程の場合】**

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

**【※高等課程の場合】**

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は○月○日とする。

(入学手続き)

第18条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、第〇〇条に定める検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第〇〇条に示す入学金を納入して入学手続きをとらなければならない。

(休学、復学)

第19条 生徒が疾病その他やむを得ない理由によって、○日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第21条 生徒が感染症にかかり又はおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(課程修了の認定)

第22条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

- (1) 〇〇学科 〇〇単位
- (2) 〇〇学科 〇〇単位

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第23条 本学の〇〇学科の修了者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

(高度専門士の称号)

第24条 本学の〇〇学科、〇〇専攻科の修了者は、学校教育法施行規則第186条の3に基づき、高度専門士と称することができる。

(表彰)

第25条 成績優秀にして他の模範となる者は、表彰することがある。

(懲戒)

第26条 生徒等がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒等としての本分もとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する生徒等に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で生業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

## 第5章 入学金、授業料

(納付金)

第27条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学検定料	〇〇〇円
入学金	〇〇〇円
授業料(年額)	〇〇〇円
実験実習費(年額)	〇〇〇円
〇〇費	〇〇〇円

(納付金の返還)

第28条 既に納付した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前の入学辞退者は返還する。

(納付金の特例)

第29条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第30条 授業料その他の納付金を〇月以上滞納した者は除籍することができる。

## 第6章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第31条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

附帯事業 の種類	昼夜の別	修業期間	授業時数	収容定員	納付金	
					入学金	授業料

## 第7章 細則

(細則)

第32条 この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 第8条(教育課程、単位数)、第11条(単位の授与)、第16条(入学資格)、第22条(課程修了の認定)、第23条(専門士の称号)及び第24条(高度専門士の称号)の規定は、この学則の施行の日以降に専門課程に入学する者について適用し、施行日前に、専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

注意:学則改正の都度、このように附則を追加すること

(別表第1) 教育課程及び単位数

<〇〇課程 〇〇科>

科目		学年	1	2	3	4	計
専門科目	理論						
	実技						
一般教養							
合計							

## 〇〇各種学校学則(作成時)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき、〇〇に関する専門的な知識及び技術を習得させ、あわせて一般教養の向上を図ることを目的とする。

#### (名称)

第2条 本校は、〇〇学校という。

#### (位置)

第3条 本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

#### (自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

### 第2章 課程、学科、修業年限、収容定員及び休業日

#### (課程、学科、修業年限、収容定員及び休業日)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	収容定員	備考
〇〇課程	昼間	〇年	〇〇名	〇〇名	
〇〇課程					

#### (学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

第1学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第2学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第3学期 〇月〇日から〇月〇日まで

#### (休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日・土曜日

(2)国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3)夏季休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(4)冬季休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(5)春季休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(6)その他校長が必要と認めた日

### 第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

#### (教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、〇〇分とする。

#### (始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

〇〇課程は〇〇時から〇〇時までとする。

#### (教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 〇名以上
- (3) 講師 〇名以上
- (4) 助手 〇名以上
- (5) 事務職員 〇名以上
- (6) 学校医 〇名

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

#### (入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者

#### (入学時期)

第12条 本校の入学時期は〇月〇日とする。

#### (入学手続)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項に記入し、第〇条に定める検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第〇条に示す入学金を納入して入学手続をとらなければならない。

#### (休学、復学)

第14条 生徒が疾病その他のやむを得ない理由によって、〇日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(成績評価)

第16条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘定して行う。

(課程修了の認定、卒業)

第17条 第〇条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。  
2 所定の修業年限以上に在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(表彰)

第18条 成績優秀にして他の模範となる者は、表彰することがある。

(退学)

第19条 次の各号の1つ該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で生業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序や社会的秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

## 第5章 入学金、授業料

(納付金)

第20条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学検定料	〇〇〇円
入学金	〇〇〇円
授業料(年額)	〇〇〇円
実験実習費(年額)	〇〇〇円
〇〇費	〇〇〇円

(納付金の返還)

第21条 既に納付した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前の入学辞退者は返還する。

(納付金の特例)

第22条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第23条 授業料その他の納付金を〇月以上滞納した者は除籍することができる。

## 第6章 健康診断

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

## 第7章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第25条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

附帯事業 の種類	昼夜の別	修業期間	授業時数	収容定員	納付金	
					入学金	授業料

## 第8章 細則

(細則)

第26条 この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

注意:学則改正の都度、このように附則を追加すること

(別表第1) 教育課程及び授業時数

<○○課程 ○○科>

科目		学年	1	2	3	4	計
専門科目	理論						
	実技						
一般教養							
合計							

不動産その他の主な財産について、その評価をするに十分な資格を有する者の

作成した価格評価書(作成例)

1 校地

所在地	面積	評価額
	m <sup>2</sup>	円

2 校舎

所在地	面積	評価額
	m <sup>2</sup>	円

3 設備

① 校具、教具

品名	数量	評価額
		円
		円
		円

計 ○点 ○円

② 図書、備品等

品名	数量	評価額
		円
		円
		円

計 ○点 ○円

注:新たに購入(建築)する場合は、各項目とも契約書の写しで可

上記のとおり価格評価いたします。

年 月 日

評価人 住所  
氏名

**設立後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書並びに創設費(作成例)**

○事業計画(任意様式):年度ごとの事業概要を記載すること

○収支予算書:部門ごとの学校法人会計基準の資金収支計算書及び消費収支計算書の科目を記入

資 金 収 支 予 算 書

年 月 日から

年 月 日まで

収 入 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
学生生徒等納付金収入					
授 業 料 収 入					
入 学 金 収 入					
手 数 料 収 入					
入 学 検 定 料 収 入					
試 験 料 収 入					
証 明 手 数 料 収 入					
寄 付 金 収 入					
特 別 寄 付 金 収 入					
一 般 寄 付 金 収 入					
補 助 金 収 入					
国 庫 補 助 金 収 入					
地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入					
資 産 運 用 収 入					
受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入					
施 設 整 備 利 用 料 収 入					
資 産 売 却 収 入					
不 動 産 売 却 収 入					
有 価 証 券 売 却 収 入					
事 業 収 入					
附 属 事 業 収 入					
受 託 事 業 収 入					
収 益 事 業 収 入					
雑 収 入					
借 入 金 等 収 入					
前 受 金 収 入					
授 業 料 前 受 金 収 入					
入 学 金 前 受 金 収 入					
そ の 他 収 入					
前 年 度 繰 越 支 払 資 金					
収 入 の 部 合 計					

注:科目の項目について不足があれば、実態に応じて適宜追加すること。

支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
人 件 費 支 出					
教員人件費支出					
職員人件費支出					
退職金支出					
教育研究経費支出					
消耗品費支出					
光熱水費支出					
旅費交通費支出					
管理経費支出					
消耗品費支出					
光熱水費支出					
借入金等利息支出					
(            )					
借入金等返済支出					
(            )					
施設関係支出					
教育研究用機器備品支出					
図 書 支 出					
車 両 支 出					
その他支出					
(            )					
次年度繰越支払資金					
支出の部合計					

注:科目の項目について不足があれば、実態に応じて適宜追加すること。

- (注)
- 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式にするものとする。
  - 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式にするものとする。
  - 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式にするものとする。
  - 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

## 事業活動収支予算書

年 月 日から  
年 月 日まで

収入の部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
学生生徒等納付金					
授 業 料					
入 学 金					
実 験 実 習 料					
施 設 整 備 資 金					
手 数 料					
入 学 検 定 料					
試 験 料					
証 明 手 数 料					
寄 付 金					
特 別 寄 付 金					
一 般 寄 付 金					
補 助 金					
国 庫 補 助 金					
地 方 公 共 団 体 補 助 金					
資 産 運 用 収 入					
受 取 利 息 ・ 配 当 金					
施 設 整 備 利 用 料					
資 産 売 却 差 額 (売 却 益)					
( )					
( )					
事 業 収 入					
附 属 事 業					
受 託 事 業					
収 益 事 業					
雑 収 入					
( )					
( )					
収 入 合 計					
基 本 金 組 入 額					
事業活動収入の部合計					

注:科目の項目について不足があれば、実態に応じて適宜追加すること。

支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
人 件 費					
教 員 人 件 費					
職 員 人 件 費					
役 員 報 酬					
退 職 金					
(退職給与引当金)					
( )					
教 育 研 究 経 費					
消 耗 品 費					
光 熱 水 費					
旅 費 交 通 費					
減 価 償 却 費					
( )					
管 理 経 費					
消 耗 品 費					
光 熱 水 費					
旅 費 交 通 費					
減 価 償 却 費					
( )					
借 入 金 等 利 息					
( )					
資 産 売 却 差 額					
( 売 却 損 )					
( )					
そ の 他 の 支 出					
( )					
徴 収 不 能 額					
(徴収不能引当金繰入額)					
事業活動支出の部合計					

注:科目の項目について不足があれば、実態に応じて適宜追加すること。

- (注)
- 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式にするものとする。
  - 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式にするものとする。
  - 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式にするものとする。
  - 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第2号様式(第5条関係)

学校設置のための施設費及び設備費の財源調書

( 年 月 日現在)

年度別	事業区分	数量	事業費額	財源の内訳						備考			
				自己資金			寄附金				学校債	借入金	その他
				積立金	剰余金	その他	寄附金	借入金	その他				
年度	土地購入費	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	寄付金 千円は、父兄より 千円 会社より 千円		
年度	校舎建築費	m <sup>2</sup>									借入金 千円は、銀行より 年 月 日 借入、償還期 間 年 ( 年据置)、利率年 %、抵当物件 m <sup>2</sup>		
	機械器具費	点											
年度	図書費	冊											
年度													
年度													
年度													

備考

- 1 今回申請の学校設置のための全体計画について、事業費及び財源の内訳を年度ごとに明確にすること。
- 2 財源の内訳は、備考欄に次の要領によること。
  - (1) 自己資金は、何年度の繰越金又は積立金等の別に金額を明確にすること。
  - (2) 寄附金は、学生、父兄、後援会、会社等の寄附者別に金額を明確にすること。
  - (3) 借入金は、借入先、借入年月日、償還期間、利率、抵当物件等を記入すること。
- 3 この調書の記入に当たっては、各年度の決算又は予算に十分留意すること。

法人全体の負債償還計画書

区分	借入先	借入額	借入金償還計画								備考
			年月日までの償還額	年度(申請年度)	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
既設校のための債			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
小計			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
新設校のための債			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
小計			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
合計			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
償還財源の内訳											

- 備考 (1) 法人全体についての負債(将来予定している負債を含む。)償還計画を年度ごとに記載すること。  
 (2) 括弧内には、当該年度分の利息の額を別計で記入すること。  
 (3) 償還財源の内訳欄には、償還年度ごとに償還財源の内訳を詳細に記載し、その確実性を明らかにすること。  
 (4) 備考欄には、借入年月日、償還期間、利率、抵当物件等を記入すること。

第4号様式(第5条関係)

学 生 生 徒 等 納 付 金 調 書

区 分	学 校 別	学 校 別	在 学 者 数	学 生 生 徒 納 付 金 総 額	専 任 教 職 員 の 給 与 総 額	専 任 教 職 員 数	学 校 生 徒 1 人 当 たり 納 付 金	専 任 教 職 員 1 人 当 たり 給 与
			A	B	C	D	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{D}$
年度								
年度								
年度 (申請年度)								
年度 (開設年度)								
年度								
年度								

備考

- 1 記入を要する年度は、寄附行為(変更)認可申請年度前2年及びその申請年度並びに学校等の開設年度から完成年度までの年度とする。なお、申請年度前2年及び申請年度欄については、当該学校法人が設置するすべての学校について学校ごとに記入すること。
- 2 開設年度から完成年度までは、今回申請の学校のみについて記入すること。
- 3 寄附行為変更前2年の決算書及び寄附行為変更認可年度以降の予算書に十分留意すること。
- 4 学生生徒等納付金には、授業料、入学金、施設設備拡充費、実験実習費等学生生徒が納入するすべての収入を含めて記入すること。

第5号様式(第6条関係)

寄 附 行 為 補 充 請 求 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

利害関係人

氏 名

私立学校法第25条第1項の規定により、関係書類を添えて学校法人  
行為の補充を受けたいので請求します。

の寄附

添付書類

- 1 補充しようとする事項を記載した書類
- 2 請求者と設立者との関係を記載した書類

第6号様式(第7条関係)

学校法人

寄附行為変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所

学校法人名

理事長氏名

学校法人 〃の寄附行為の一部変更の認可を受けたいので、私立学校法第108条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
- 2 理事会及び評議員会の寄附行為変更に関する決議書
- 3 新旧寄附行為
- 4 学校法人の沿革その他の参考となる書類

備考

既に私立学校を設置している学校法人が、更に新しい私立学校を設置し、又は廃止しようとする場合には前記書類のほかに次の書類を添付すること。

- (1) 寄附申込書
- (2) 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の所属についての登記所の証明書類等(私立学校を廃止する場合を除く。(3)及び(4)において同じ。)
- (3) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- (4) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- (5) 寄附行為変更後2年の事業計画及び収支予算書
- (6) 開設年度の前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の予算書(私立学校を廃止する場合を除く。(7)から(10)までにおいて同じ。)
- (7) 法人全体の負債償還計画書
- (8) 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書
- (9) 学生生徒等納付金調書
- (10) 学校法人の設置する私立学校の学則
- (11) 財産の処分に関する事項を記載した書類(私立学校を廃止する場合に限る。)

## 寄附行為変更の条項、理由、新旧対照表(作成例)

学校法人〇〇は、今回新たに〇〇学校を設置することになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

- 1 第4条中、第3号に「〇〇学校」を追加する。

寄附行為新旧対照表

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) □□高等学校</p> <p>(2) △△幼稚園</p> <p><u>(3) 〇〇学校</u></p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この寄附行為は、大分県知事認可の日( 年 月 日)から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) □□高等学校</p> <p>(2) △△幼稚園</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

(参考様式)

学校法人 寄附行為変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
学校法人〇〇学園 理事長 〇〇〇〇

このたび学校法人 〇〇〇〇の寄附行為を別紙のように変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
- 2 理事会及び評議員会の寄附行為変更に関する決議書
- 3 新旧寄附行為

第7号様式(第8条関係)

学校法人解散認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

学校法人 〃 の解散の認可を受けたいので、私立学校法第109条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 理事会及び評議員会の解散に関する決議録
- 3 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 寄附行為
- 6 過去2年の収支決算書(認定申請の場合に限る。)
- 7 学校法人の沿革その他の参考となる書類

第8号様式(第9条関係)

学 校 法 人 解 散 届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
清算人の住所  
氏 名

学校法人 〃 が解散したので、私立学校法第109条第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 解散の理由
- 2 解散の年月日 年 月 日
- 3 添付書類  
学校法人の法人登記事項証明書

第9号様式(第10条関係)

清算中に就職した清算人届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人名  
清算人の住所  
氏 名

このたび、清算中の学校法人 〇〇〇〇の清算人に就職したので、私立学校法第115条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

就職年月日 〇〇年 〇月 〇日

添付書類

- 1 学校法人の法人登記事項証明書
- 2 清算人の履歴書

第10号様式(第11条関係)

清 算 結 了 届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人名  
清算人の住所  
氏 名

学校法人 〃 の清算が 年 月 日に終了したので、私立学校法第122条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

学校法人の法人登記事項証明書

学校法人合併認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名  
学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

学校法人 〃と学校法人 〃との合併の認可を受けたいので、私立学校法  
(以下「法」という。)第126条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 理事会及び評議員会の合併に関する決議録
- 3 法第129条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
- 4 合併契約書
- 5 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人に関する次の書類
  - (1) 寄附行為
  - (2) 理事の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書
  - (3) 理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (4) 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
  - (5) 理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類
  - (6) 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係(法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。)を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (7) 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
  - (8) 監事の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書
  - (9) 監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (10) 監事が評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねる者ではないことを証する書類
  - (11) 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (12) 評議員の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書
  - (13) 評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (14) 評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者(同項第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。)が含まれていることを証する書類
  - (15) 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (16) 法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えて

いないことを証する書類

(17) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類

(18) 会計監査人の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書

(19) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

(20) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士(公認会計士法(昭和23年法第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)であることを証する書類

(21) 会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類

(22) 合併後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書

6 合併前の各学校法人に関する次の書類

(1) 寄附行為

(2) 貸借対照表

(3) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(4) 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の所属についての登記所の証明書類等

(5) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

(6) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(7) 学校法人の沿革その他の参考となる書類

7 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する私立学校の学則

第12号様式(第14条関係)

学校法人組織変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法（以下「法」という。）第152条第7項の規定により、学校法人から準学校法人（準学校法人から学校法人）への組織変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
- 2 理由書
- 3 理事会及び評議員会の組織変更に関する決議録
- 4 理事に関する次の書類
  - (1) 理事の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
  - (4) 理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類
  - (5) 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (6) 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
- 5 監事に関する次の書類
  - (1) 監事の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 監事が評議員若しくは職員又は子法人（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類
  - (4) 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
- 6 評議員に関する次の書類
  - (1) 評議員の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者（同項第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まれていることを証する書類
  - (4) 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (5) 法第62条第3項第1号掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
  - (6) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法

人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類

7 会計監査人に関する次の書類

- (1) 会計監査人の就任承諾書
- (2) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- (3) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)であることを証する書類
- (4) 会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類

8 寄附申込書

9 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の所属についての登記所の証明書類等

10 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

11 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

12 組織変更後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書

13 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

14 法人全体の負債償還計画書

15 新旧寄附行為

16 組織変更後の学校法人又は準学校法人の設置する私立学校の学則

17 学校法人の沿革その他参考となる書類

第13号様式(第15条関係)

設 立 登 記 済 届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、設立登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 登記年月日を記載した書類
- 2 学校法人の法人登記事項証明書

第14号様式(第15条関係)

目的変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、目的変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 変更年月日を記載した書類
- 3 新旧の目的の対照表
- 4 学校法人の法人登記事項証明書
- 5 変更に関する決議録

第15号様式(第15条関係)

名称変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、名称変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 変更年月日を記載した書類
- 3 新旧の名称の対照表
- 4 学校法人の法人登記事項証明書
- 5 変更に関する決議録

第16号様式(第15条関係)

解散の事由変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、解散事由の変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 変更年月日を記載した書類
- 3 変更事項の対照表
- 4 学校法人の法人登記簿謄本

第17号様式(第15条関係)

資産総額の変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、資産総額の変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 変更年月日
- 3 変更に関する決議録
- 4 新旧財産目録
- 5 学校法人の法人登記事項証明書

第18号様式(第15条関係)

代表権を有する者の変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、代表権を有する者の変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 代表権を有する者の氏名
- 2 代表権を有する者の住所
- 3 代表権を有する者の資格
- 4 添付書類
  - (1) 就任承諾書(代表権のある役職)
  - (2) 履歴書
  - (3) 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
  - (4) 各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類
  - (5) 理事会及び評議員会の代表権を有する者に関する決議録
  - (6) 学校法人の法人登記事項証明書

第19号様式(第15条関係)

代表権の範囲等変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、  
代表権の範囲  
代表権の制限  
の変更登記を完了したので、

法人登記事項証明書を添えて届け出ます。

第20号様式(第15条関係)

事務所の移転登記済届

年 月 日

大分県知事

殿

学校法人住所

学校法人名

理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、事務所の移転登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 移転する理由を記載した書類
- 2 移転年月日を記載した書類
- 3 登記年月日を記載した書類
- 4 旧事務所及び新事務所の所在地
- 5 移転に関する決議録
- 6 学校法人の法人登記事項証明書

第21号様式(第16条関係)

役員就任届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第2項の規定により、役員が就任したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 役職名            理事            監事
- 2 氏 名
- 3 住 所
- 4 就任年月日
- 5 添付書類
  - (1) 就任承諾書
  - (2) 履歴書
  - (3) 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
  - (4) 各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類
  - (5) 理事会及び評議員会の役員就任に関する決議録

**【理事長・代表業務執行理事・理事】**  
**新 旧 対 照 表**

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
理事長								
代表業務執行理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								

理事数	定数	名	現員	名
任期				
理事選任機関				

選任条項 (理事長)	

選任条項 (代表業務執行理事)	

選任条項 (理事)	定数	現員
合計		

- (備考)
- 1
  - 2
  - 3
  - 4
  - 5
  - 6

**【理事長・代表業務執行理事・理事】  
新旧対照表**

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
理事長	北海道子	15-2	重任 (条項変更)	R7.6.30	北海道子	(旧)5-2		R7.6.30
代表業務 執行理事	青森 太郎	15-3, 15-4	就任	R7.6.30				
理事	岩手 花子	8-1-1	重任 (条項変更)	R7.6.30	岩手 花子	(旧)7-1-1		R7.6.30
理事	北海道子	8-1-2	重任 (条項変更)	R7.6.30	北海道子	(旧)7-1-2		R7.6.30
理事	青森 太郎	8-1-2	重任 (条項変更)	R7.6.30	青森 太郎	(旧)7-1-2		R7.6.30
理事					宮城 三郎	(旧)7-1-2	任期満了	R7.6.30
理事					山形 秋美	(旧)7-1-3	任期満了	R7.6.30
理事					福島 夏子	(旧)7-1-3	任期満了	R7.6.30
理事	秋田 二郎	8-1-2	就任	R7.6.30				
理事	茨城 春美	8-1-2	就任	R7.6.30				
理事	(欠員)	8-1-2						

理事数	定数	6~7 名	現員	5 名
任期	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで			
理事選任機関	7-1	この法人の理事選任機関は、評議員会とする		

選任条項 (理事長)	
15-2	理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。

選任条項 (代表業務執行理事)	
15-3	理事(理事長を除く。)のうち1名以内を副理事長とし、理事会の決議に依って選定する。
15-4	副理事長をもって私立学校法第三十七条第三項の代表業務執行理事とする。

選任条項 (理事)		定数	現員
8-1-1	学長(校長)のうちから評議員会において選任した者	1	1
8-1-2	前号に掲げる者のほか、評議員会において選任した者	5~6	4
合計		6~7	5

(備考)

- 1 北海道子は理事長を重任(条項変更)。
- 2 青森太郎が代表業務執行理事に就任。
- 3 岩手花子、北海道子、青森太郎は理事を重任(条項変更)。
- 4 宮城三郎、山形秋美、福島夏子は任期満了により理事を退任。
- 5 秋田二郎、茨城春美が理事に就任。
- 6 2号理事1名の欠員は、令和7年7月中に選任予定。

**【監 事】**  
**新 旧 対 照 表**

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
監事								
監事								
監事								
監事								

監事数	定数	名	現員	名
任期				

選任条項 (監事)	定数	現員
合 計		

(規定している場合) 寄附行為上の常勤監事の選任条項	
常勤監事 氏名	

(備考)

- 1
- 2
- 3

**【監 事】**  
**新 旧 対 照 表**

役職	(新)				(旧)			
	氏 名	選任条項	変更	年月日	氏 名	選任条項	変更	年月日
監事	栃木 三郎	25-1	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	栃木 三郎	(旧)10-1		R7. 6. 30
監事					千葉 冬子	(旧)10-1	任期満了	R7. 6. 30
監事	埼玉 春子	25-1	就任	R7. 6. 30				
監事	群馬 四郎	25-1	就任	R7. 6. 30				

監事数	定数	2～3	名	現員	3	名
-----	----	-----	---	----	---	---

任 期	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで
-----	--

選任条項 (監事)		定数	現員
25-1	監事は、評議員会の決議によって選任する。	2～3	3
合 計		2～3	3

(規定している場合) 寄附行為上の常勤監事の選任条項	
30	監事のうち一名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。
常勤監事 氏名	栃木 三郎

(備考)

- 1 栃木三郎は監事を重任（条項変更）。
- 2 埼玉春子と群馬四郎が監事に就任。
- 3 千葉冬子は任期満了により監事を退任。

(参考様式①：評議員)  
 学校法人 ○○学園

**【評 議 員】**  
**新 旧 対 照 表**

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								

評議員数	定数	名	現員	名
任期				

選任条項 (評議員)	定数	現員
合 計		

(備考)

- 1
- 2
- 3
- 4

記入例

(参考様式①：評議員)  
学校法人 ○○学園

【評 議 員】  
新 旧 対 照 表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
評議員	東京 都子	33-1-1	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	東京 都子	(旧)24-1-1		R7. 6. 30
評議員	神奈川 一	33-1-1	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	神奈川 一	(旧)24-1-1		R7. 6. 30
評議員					滋賀 五郎	(旧)24-1-1	任期満了	R7. 6. 30
評議員	富山 春美	33-1-2	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	富山 春美	(旧)24-1-2		R7. 6. 30
評議員					愛知 太郎	(旧)24-1-2	任期満了	R7. 6. 30
評議員	新潟 二郎	33-1-2	就任	R7. 6. 30				
評議員	石川 三郎	33-1-3	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	石川 三郎	(旧)24-1-3		R7. 6. 30
評議員	三重 春子	33-1-3	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	三重 春子	(旧)24-1-3		R7. 6. 30
評議員	福井 夏男	33-1-3	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	福井 夏男	(旧)24-1-3		R7. 6. 30
評議員					長野 秋子	(旧)24-1-3	辞任	R7. 6. 15
評議員					(欠員)	(旧)24-1-3		
評議員	山梨 四郎	33-1-3	就任	R7. 6. 30				
評議員	静岡 冬美	33-1-3	就任	R7. 6. 30				

評議員数	定数	7～9 名	現員	9 名
任 期	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで			

選任条項 (評議員)		定数	現員
33-1-1	この法人の職員のうちから選任した者 2名以上3名以内	2～3	2
33-1-2	この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上ものうちから選任した者 2名	2	2
33-1-3	学識経験者のうちから選任した者 5名以上6名以内	5～6	5
合 計		9～11	9

(備考)

- 1 東京都子、神奈川一、富山春美、石川三郎、三重春子、福井夏子は評議員を重任 (条項変更)。
- 2 滋賀五郎、愛知太郎は任期満了により評議員を退任。
- 3 長野秋子は、任期途中で評議員を辞任。
- 4 新潟二郎、山梨四郎、静岡冬美が評議員に就任。

(参考様式①：会計監査人)

学校法人 ○○学園

【会計監査人】  
新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
会計監査人								

会計監査人数	定数	名	現員	名
任期				

選任条項 (会計監査人)	定数	現員
合計		

(備考)

1

2

記入例

(参考様式①：会計監査人)  
学校法人 ○○学園

【会 計 監 査 人】  
新 旧 対 照 表

役職	(新)				(旧)			
	氏 名	選任条項	変更	年月日	氏 名	選任条項	変更	年月日
会計監査人	沖繩 太郎 (公認会計士)	51-1	就任	R7.6.30				

会計監査人数	定数	1	名	現員	1	名
任 期	選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで					

選任条項 (会計監査人)	定数	現員
51-1	会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。	1
合 計		1

(備考)

1 沖繩太郎 (公認会計士) が会計監査人に就任。

(参考様式②)

就 任 承 諾 書

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園理事長 殿

住 所  
氏 名 (記名又は署名)

学校法人〇〇学園 理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）に  
下記の任期で就任することを承諾します。

<任 期>

令和〇年〇月〇日 ～ 〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに  
関する定時評議員会の終結の時まで

履 歴 書

(令和 年 月 日現在)

ふ り が な  
氏 名 現住所  
(生年月日・年齢)

学歴 昭和 年 月 日 ○○大学○○学部卒業

昭和 年 月 日 ○○大学大学院博士課程修了

職歴 昭和 年 月 日 ○○大学△△学部講師 ( まで)

昭和 年 月 日 同 助教授 ( まで)

平成 年 月 日 同 教 授 (現在に至る)

令和 年 月 日 ○○学園理事就任 (現在に至る)

賞罰 特になし

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓 約 書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であること
- 二 監事又は評議員を兼ねる者でないこと
- 三 理事のうちに、私立学校法第31条第4項各号に掲げる者が含まれていること
- 四 理事のうちに、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 五 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の3分の1を超えていないこと

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇(記名又は署名)

(注)

- 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 2 私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することができる。

監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓 約 書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること
- 二 評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと
- 三 監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇(記名又は署名)

(注)

- 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 2 私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することができる。

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓 約 書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第62条第1項及び第2項に該当しない者であること
- 二 私立学校法第62条第3項各号に掲げる者が含まれていること
- 三 評議員のうちに、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 四 私立学校法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えていないこと
- 五 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えていないこと
- 六 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていないこと

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇(記名又は署名)

(注)

- 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 2 私立学校法第62条第3項第2号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第62条第3項各号」は「私立学校法第62条第3項第1号」と変更することができる。
- 3 私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と、「6分の1」は「3分の1」と変更することができる。

会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓 約 書

各会計監査人について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第81条第3項各号に該当しない者であること

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇(記名又は署名)

第22号様式(第16条関係)

役員退任届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第2項の規定により、次の役員が退任したので届け出ます。

- 1 役職名            理事            監事
- 2 氏名
- 3 退任年月日



---

## Ⅱ 様式及び記載要領

---

### 2 学校関係(私立学校等に係る学校教育法施行細則)



学 校 設 置 計 画 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 を設置したいので、学校設置計画書を提出します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
  - (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 学則(案)
  - (5) 経費の見積り及び維持方法
  - (6) 開設の時期 年 月 日(予定)
- 3 施設調書
  - (1) 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図、各階平面図及び各方位からの立面図(縮尺))
  - (2) 飲料水の確保が可能であることを証する書類(上水道を使用する場合を除く。)
- 4 学級編制表
- 5 校具及び教具の明細表
- 6 教職員調書
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
- 7 設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書並びに創立費
- 8 負債を予定する場合は、負債償還計画書
- 9 財産目録
- 10 校地価格評価書
- 11 校舎価格評価書
- 12 設備価格評価書
- 13 寄附申込書
- 14 周辺地域の就園可能幼児数調書(幼稚園を設置する場合に限る。)
- 15 寄附行為等(案)(法人設置の場合に限る。)
- 16 設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 17 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- 18 設立当初の役員(法人設置の場合に限る。)

## 設置趣意書(作成例)

注：教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、〇〇の理由により、〇〇を行うことを目的として設置する旨を明らかにし、その内容を具体的に記載すること。(必要に応じ、沿革、地域の概要等を記載)

## 設置要項(作成例)

- (1) 目的  
※ 学則の目的と一致すること。
- (2) 名称 〇〇学校
- (3) 位置 大分県〇〇市〇〇町〇〇番地
- (4) 学則(案) 別添のとおり  
※ 学則の作成例については、寄附行為認可申請書([私立学校法施行細則]第1号様式)添付書類作成例(P●～)を参照。
- (5) 経費の見積り及び維持方法  
※ 授業料、入学金、検定料、寄附金、設置者負担金、その他の費用をもって維持運営する等具体的な事項を記入すること。
- (6) 開設の時期 年 月 日(予定)

## 施設調書（作成例）

(1) 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図、各階平面図及び各方位よりの立面図(縮尺))

### ① 校地

所在地番	地目	面積	所有者住所氏名
大分県〇〇市〇〇町〇〇番地	宅地	m <sup>2</sup>	大分県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇
大分県〇〇市〇〇町〇〇番地	宅地	m <sup>2</sup>	大分県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇
合計		m <sup>2</sup>	

	建物敷地	運動場			合計
面積	m <sup>2</sup>				

### ② 校舎

建物名称	構造	面積	所有者住所氏名
校舎※	鉄骨造平屋建	m <sup>2</sup>	大分県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇
倉庫	鉄骨造平屋建	m <sup>2</sup>	大分県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇
車庫	鉄骨造平屋建	m <sup>2</sup>	大分県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇

※ 校 舎 面 積 内 訳	名称	面積	名称	面積
	普通教室(保育室)		廊下・階段	
	特別教室(遊戯室)		給食室	
	職員室			
	保健室			
	事務室			
	便所		合計	

注:登記簿謄本の記載事項と一致させること。

### 学級編成表(作成例)

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)

年次	学年 課程	第1学年 (3歳児)		第2学年 (4歳児)		第3学年 (5歳児)		計	
		学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
開設時 (年度)									
2年目 (年度)									
3年目 (年度)									

(専修学校、各種学校)

学年	学科等 課程	〇〇課程		〇〇課程		〇〇課程	
		□□学科(昼)		□□学科(夜)		□□学科(昼・夜)	
		学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1学年							
2学年							
3学年							
計							

### 校具及び教具の明細表(作成例)

区分	品名	全体計画			申請時 (年度)	開設時 (年度)	2年目 (年度)	計
		数量	単価	金額				
校(園)具及 び教具	小計							
図書	小計							
その他備品	小計							
計								

注1:購入予定の場合は、見積書を添付し、購入後に売買契約書の写しを追加で添付すること。

注2:共用するものについては、別紙に明細を添付すること。

## 教職員調書(作成例)

### (1) 教職員編成表

	開設時(年度)		2年目(年度)		3年目(年度)	
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
校長(園長)						
教頭(副校長、副園長)						
教諭						
助教諭						
養護(助)教諭						
常勤講師						
計						
事務職員						
図書館事務員						
実習助手						
校務員(用務員)						
その他						
計						
学校医						
学校歯科医						
学校薬剤師						

注：2校以上の授業を担当している場合の「専任、兼任」については授業時数の多い学校を「専任」とし、少ない学校を「兼任」とする。

### (2) 教職員名簿

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)

職名	ふりがな 氏名 生年月日	性別	最終学校名 卒業年月日	免許状種別 免許教科 免許番号	専任 兼任 の別	担当 教科 (幼稚園 は不要)	毎週担当 授業時数			採用 (予定) 年月日	備考 (職歴等 参考)
							専任	兼任	計		
合計	人										

(専修学校、各種学校)

職名	ふりがな 氏名 生年月日	性別	最終学校名 卒業年月日	基準の 資格区分 取得年月日 免許番号	専任 兼任 の別	担当 教科	毎週担当 授業時数			教員の 経験年数	住所 (市町村 名まで)
							専 任	兼 任	計		
合計	人										

注: 基準の資格区分は、課程に応じて「専修学校設置基準」第41条から43号に定める区分を記載

専門課程 第41条(1号から6号)

高等課程 第42条(1号から5号)

一般課程 第43条(1号から3号)

## 財産目録(作成例)

### 財 産 目 録

年 月 日

1 資産総額①		円	
うち 基本財産		円	(資産内訳の合計と一致すること)
運用財産		円	(資産内訳の合計と一致すること)
収益事業用財産		円	(資産内訳の合計と一致すること)
2 負債総額2		円	(資産内訳の合計と一致すること)
3 正味財産①-②		円	

#### 資産内訳

##### 1 基本財産

###### (1) 土地

所在・地番	面積	評価額	備 考
	m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
	計	円	

###### (2) 校(園)舎

種別	所在地	構造	面積	評価額	備 考
校舎			m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
寮					
			計	円	

###### (3) 校(園)具及び教具等

種 別	名 称	点(冊)数	評価額	備 考
校(園)具・教具		点	円	別添評価書のとおり
図 書		点		
備 品		点		
	計	点	円	

## 2 運用財産

### (1) 現金預金

種 別	金額	銀行等名	備 考
普通預金	円		別添証明書のとおり
定期預金	円		
現 金	円		
計	円		

注:証明書は、銀行等の残高証明書

### (2) 有価証券

種 別	証券番号	額面金額	備 考
		円	別添証明書のとおり
		円	
		円	
計		円	

## 3 収益事業用財産

### (1) 事業用敷地

所在・地番	面積	評価額	備 考
	m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
	計 m <sup>2</sup>	円	

### (2) 事業用建物

所在地・地番	構造	面積	評価額	備 考
		m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
		計 m <sup>2</sup>	円	

### (3) 事業用動産

種 別	名 称	点 数	評価額	備 考
			円	
			円	

(4) 現金(預金)

種別	金額	銀行等名	備考
定期預金	円		別添証明書のとおり
現金	円		
計	円		

負債内訳

(1) 固定負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
長期借入金	円		別添証明書のとおり
	円		
計	円		

(2) 流動負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
短期借入金	円		別添証明書のとおり
未払金	円		
計	円		

借用財産

基本財産に準じて作成し、備考欄に借用相手方、借用条件を記入すること。

(注)

- 1 学校法人の財産となるべき全ての財産を記載し、資産総額は寄附申込書の合計を一致すること。
- 2 基本財産は原則として負担付又は借用のものではないこと。

**設置後修業年限(1年未満の場合は1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに**

**伴う収支予算書並びに創設費(作成例)**

- 事業計画(任意様式) 年度ごとの事業概要を記載すること
- 収支予算書 部門ごとに学校法人会計基準の資金収支計算書及び事業活動収支計算書の科目を記入

資金収支予算書

年 月 日から  
年 月 日まで

収 入 の 部

(単位:円)

科目	予算額	備考
学生生徒等納付金収入 授 業 料 収 入 入 学 金 収 入		
手 数 料 収 入 入 学 検 定 料 収 入 試 験 料 収 入 証 明 手 数 料 収 入		
寄 付 金 収 入 特 別 寄 付 金 収 入 一 般 寄 付 金 収 入		
補 助 金 収 入 国 庫 補 助 金 収 入 地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入		
資 産 運 用 収 入 受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入 施 設 整 備 利 用 料 収 入		
事 業 収 入 附 属 事 業 収 入 受 託 事 業 収 入 収 益 事 業 収 入		
雑 収 入		
借 入 金 等 収 入		
前 受 金 収 入 授 業 料 前 受 金 収 入 入 学 金 前 受 金 収 入		
そ の 他 収 入		
資 金 調 整 勘 定 期 末 未 収 入 金 前 期 未 前 受 金		
前 年 度 繰 越 支 払 資 金		
収 入 の 部 合 計		

支 出 の 部

(単位:円)

科目	予算額	備考
人 件 費 支 出 教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 役員報酬支出 退職金支出		
教育研究経費支出 消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出		
管理経費支出 消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出		
借入金等利息支出		
借入金等返済支出		
施設関係支出 教育研究用機器備品支出 図書支出 車両支出		
その他支出		
資金支払調整勘定 期末未払金 前払金支払金		
次年度繰越支払資金		
支出の部合計		

注:必要に応じて科目を追加すること

事業活動収支予算書

年 月 日から

年 月 日まで

収 入 の 部

(単位:円)

科目	予算額	備考
学生生徒等納付金 授 業 料 入 学 金 実 験 実 習 料 施 設 整 備 資 金		
手 数 料 入 学 検 定 料 試 験 料 証 明 手 数 料		
寄 付 金 特 別 寄 付 金 一 般 寄 付 金		
補 助 金 国 庫 補 助 金 地 方 公 共 団 体 補 助 金		
資 産 運 用 収 入 受 取 利 息 ・ 配 当 金 施 設 整 備 利 用 料		
資 産 売 却 差 額 (売 却 益)		
事 業 収 入 附 属 事 業 受 託 事 業 収 益 事 業		
雑 収 入		
収 入 合 計 基 本 金 組 入 額 事 業 活 動 収 入 の 部 合 計		

支 出 の 部

(単位:円)

科目	予算額	備考
人 件 費 教 員 人 件 費 職 員 人 件 費 役 員 報 酬 退職金(退職給与引当金)		
教 育 研 究 経 費 消 耗 品 費 光 熱 水 費 旅 費 交 通 費 減 価 償 却 費		
管 理 経 費 消 耗 品 費 光 熱 水 費 旅 費 交 通 費 減 価 償 却 費		
借 入 金 等 利 息		
資 産 売 却 差 額 (売 却 損)		
そ の 他 支 出		
徴 収 不 能 額 (徴収不能引当金繰入額) 事 業 活 動 出 の 部 合 計		

注:必要に応じて科目を追加すること

創 設 費

区分		年度	申請	開設	〇〇	〇〇	合計	備考
			年度	年度	年度	年度		
学校設置に要する経費・創設費	校地 [うち造成費]	m <sup>2</sup> 千円  m <sup>2</sup> 千円	( )	( )	( )	( )	( )	
	校舎	m <sup>2</sup> 千円						
	図書	冊 千円						
	教具 校具 設備							
	小計	千円						
新設校の初年度の 経常経費								
合計								
支払計画	自己資金	生徒納付金収入						
		寄付金収入						
		補助金収入						
		資産運用収入						
		資産売却収入						
		事業収入						
		計						
	借入金	〇〇銀行						
		〇〇銀行						
		計						
未払金								
合計								

注1:今回申請の学校設置のための全体計画について、創設費及び初年度の経常経費並びに支払い計画を年度ごとに区分して記載すること。

注2:新設校の初年度の経常経費の額は、事業活動収支予算書の開設年度新設校分事業活動支出の部合計額を記載すること。

注3:季節校から転用する校地、校舎、設備等がある場合には、その数量及び価格は備考欄に記載すること。

注4:校舎、図書、設備等について契約が完了している場合は、別紙(様式任意)により、校地、校舎、図書、教具・校具・設備ごとに契約年月日、契約相手方氏名を記載し、契約書の写し、領収書の写しを添付すること。

注5:学校設置に要する経費・創設費は、その算出根拠を別添(様式任意)にて作成すること。その算出根拠には、以下の項目を含むこと。

- ① 校地 契約年月日、契約相手方、物件所在地、面積、契約金額、支払(予定)年月日

- ② 校舎 建物の種別、構造、面積、契約金額、支払(予定)年月日
- ③ 図書 図書の種別、冊数、金額、支払(予定)年月日
- ④ 教具・校具・設備 教具・校具・設備の別、数量、金額、支払(予定)年月日

注6:契約が完了している場合は、契約書、領収書の写しを添付すること、契約が完了していない場合は、見積り等の写しを添付すること。

**負債を予定する場合における負債償還計画書(作成例)**

	借入先	当初借入金額	借入年月日	返済期間及び利率	申請時までの償還額	借入金に対する返済計画				借入目的(借入金の使途)
						申請年度	開設年度	○年度	○年度	
申請時現在の負債残高	○○銀行					( )	( )	( )	( )	
	○○銀行					( )	( )	( )	( )	
	○○銀行					( )	( )	( )	( )	
	○○銀行					( )	( )	( )	( )	
	小計					( )	( )	( )	( )	
申請時以降の借入予定							( )	( )	( )	
							( )	( )	( )	
								( )	( )	
								( )	( )	
								( )	( )	
合計								( )	( )	( )
年度末残高(元金のみ)										
償還財源の内訳										

注1:法人全体についての負債(未払金及び申請時以降に予定している負債を含む)償還計画を年度ごとに作成すること。( )には、当該年度分の利息の額を記載すること。

注2:償還財源の内訳には、年度ごとに償還財源の内訳を詳細に記載すること。

注3:借入金目的欄には、借入目的(例:○○学校校舎建築費(□□千円)に充当等)及び抵当物件等を具体的に記載すること。

注4:短期借入金についても、上記と同様に記入すること。

第1号様式(第2条関係)

学 校 設 置 認 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 設置の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
  - (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 学則
  - (5) 経費の見積り及び維持方法
  - (6) 開設の時期 年 月 日(予定)
- 3 施設調書
  - (1) 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面等(付近見取図、字図、配置図、各階平面図、各方位からの立面図(縮尺)、各階面積表、建築確認済証又は建築検査済証の写し等)
  - (2) 校地及び校舎に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書、売買契約書の写し等)
  - (3) 飲料水の確保が可能であることを証する書類(上水道を使用する場合を除く。)
  - (4) 照度証明書(夜間授業を行う場合に限る。)
- 4 学級編制表
- 5 校具及び教具の明細表
- 6 教職員調書
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
  - (3) 校長採用届
  - (4) 教職員の就任承諾書
  - (5) 教職員の履歴書

- (6) 教員の免許状の写し
- (7) 校長及び教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 7 設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書並びに創立費
- 8 財産目録
- 9 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 10 法人の登記事項証明書(法人設置の場合に限る。)
- 11 設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 12 設置者(法人の場合は、代表者)の履歴書並びに私立学校法第31条第1項第2号に該当しない者であること及び拘禁刑以上の刑に処せられた者でないことを誓約する書面
- 13 役員名簿(法人設置の場合に限る。)
- 14 その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第2条関係)

学 校 廃 止 認 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 廃止の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

- 1 廃止の事由
- 2 廃止の時期 年 月 日
- 3 幼児、児童又は生徒の処置方法
- 4 教職員の処置方法
- 5 指導要録等の引継方法
- 6 施設等の処置方法

添付書類

- 1 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 2 廃止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 3 その他知事が必要と認める書類

第3号様式(第2条関係)

課程(学科)設置認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 課程(学科)設置の認可を受けたいので、学  
校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の  
規定により申請します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
  - (1) 事由
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 学則の変更部分に係る新旧対照表
  - (5) 経費の見積り及び維持方法
  - (6) 開設の時期 年 月 日
- 3 課程(学科)設置に伴う変更後の学則(全文)
- 4 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)
- 5 学級編制表
- 6 校具及び教具の明細表
- 7 教職員調書
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
  - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
  - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
  - (5) 教員の免許状の写し(課程又は学科設置に伴い設置する教員に係るもの)
  - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 8 設置前年度及び設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書

- 9 財産目録
- 10 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 11 課程(学科)設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 12 その他知事が必要と認める書類

第4号様式(第2条関係)

課程(学科)廃止認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

このたび、  
課程(学科)廃止の認可を受けたい  
ので、学校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

- 1 廃止の事由
- 2 廃止の時期 年 月 日
- 3 生徒の処置方法
- 4 教職員の処置方法
- 5 指導要録等の引継方法
- 6 施設等の処置方法

添付書類

- 1 課程(学科)廃止に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 3 課程(学科)廃止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 4 その他知事が必要と認める書類

第5号様式(第2条関係)

設置者変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 (旧)設置者 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名〕  
(新)設置者 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の設置者変更の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

- 1 設置の目的(変更前・変更後)
- 2 名称(変更前・変更後)
- 3 位置(変更前・変更後)
- 4 経費の見積り及び維持方法(変更前・変更後)
- 5 変更の事由
- 6 変更の時期 年 月 日

添付書類

- 1 設置者変更に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)並びに校地及び校舎に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書等)
- 3 教職員編制表及び教職員名簿
- 4 変更前年度及び変更年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 5 財産目録
- 6 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 7 設置者変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 8 変更後の設置者(法人の場合は、代表者)の履歴書並びに私立学校法第31条第1項第2号に該当しない者であること及び拘禁刑以上の刑に処せられた者でないことを誓約する書面
- 9 役員名簿(法人設置の場合に限る。)
- 10 その他知事が必要と認める書類

広域通信制課程学則変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 の広域の通信制の課程に係る学則変更の認可を受けた  
いので、学校教育法第4条第1項の規定により申請します。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

添付書類

- 1 変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 教職員調書
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
  - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
  - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
  - (5) 教員の免許状の写し(新たに採用する場合に限る。)
  - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 3 変更前年度及び変更年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 4 通信教育について協力する高等学校等の概要書
- 5 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 6 学則変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 7 その他知事が必要と認める書類

収容定員に係る学則変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の収容定員に係る学則変更の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

- 1 変更の事由
- 2 変更の時期 年 月 日
- 3 経費の見積り及び維持方法

添付書類

- 1 変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)
- 3 学級編制表
- 4 校具及び教具の明細表
- 5 教職員調書
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
  - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
  - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
  - (5) 教員の免許状の写し(新たに採用する場合に限る。)
  - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 6 変更前年度及び変更後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 7 財産目録
- 8 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 9 学則変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 10 過去5年間及び将来2年間の応募者数及び入学者数調書
- 11 周辺地域の就園可能幼児数調書(幼稚園に限る。)
- 12 その他知事が必要と認める書類

第9号様式(第4条関係)

目 的 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の目的を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2  
第1項(第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 旧目的

新目的

添付書類

- 1 目的変更に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 目的変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第10号様式(第4条関係)

名 称 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の名称を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2  
第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 旧名称

新名称

添付書類

- 1 名称変更に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 名称変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第11号様式(第4条関係)

位 置 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の位置を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2  
第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 旧位置

新位置

添付書類

- 1 位置変更に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、字図、配置図、各階平面図及び各方位からの立面図(縮尺))
- 3 位置変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

学 則 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、  
の学則を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2  
第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

添付書類

- 1 変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 住居表示設定通知書等(住居表示が変更となる場合に限る。)
- 3 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限る。)
- 4 学級編制表(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限る。)
- 5 校具及び教具の明細表(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限る。)
- 6 教職員調書(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限る。)
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
  - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
  - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
  - (5) 教員の免許状の写し(新たに採用する場合に限る。)
  - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 7 変更前年度及び変更後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 8 財産目録(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限る。)
- 9 学則変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第13号様式(第4条関係)

専攻科(別科)設置届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 専攻科(別科)を設置したいので、学校教育法施行令第27条の2第2項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
  - (1) 事由
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 学則の変更部分に係る新旧対照表
  - (5) 経費の見積り及び維持方法
  - (6) 開設の時期 年 月 日
- 3 専攻科(別科)設置に伴う変更後の学則(全文)
- 4 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)
- 5 学級編制表
- 6 校具及び教具の明細表
- 7 教職員調書
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
  - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
  - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
  - (5) 教員の免許状の写し(専攻科又は別科設置に伴い配置する教員に係るもの)
  - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 8 設置前年度及び設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 9 財産目録
- 10 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 11 専攻科(別科)設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第14号様式(第4条関係)

専攻科(別科)廃止届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 専攻科(別科)を廃止したいので、学校教育法施

行令第27条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 廃止の事由
- 2 廃止の時期 年 月 日
- 3 生徒の処置方法
- 4 教職員の処置方法
- 5 指導要録等の引継方法
- 6 施設等の処置方法

添付書類

- 1 専攻科(別科)廃止に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 3 専攻科(別科)廃止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

分校設置届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 分校を設置したいので、学校教育法施行令第27条の2第3項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
  - (1) 事由
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 学則の変更部分に係る新旧対照表
  - (5) 経費の見積り及び維持方法
  - (6) 開設の時期 年 月 日
- 3 分校設置に伴う変更後の学則(全文)
- 4 施設調書
  - (1) 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面等(付近見取図、字図、配置図、各階平面図、各方位からの立面図(縮尺)、各階面積表、建築確認済証又は建築検査済証の写し等)
  - (2) 校地及び校舎に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書、売買契約書の写し等)
  - (3) 飲料水の確保が可能であることを証する書類(上水道を使用する場合を除く。)
  - (4) 照度証明書(夜間授業を行う場合に限り。)
- 5 学級編制表
- 6 校具及び教具の明細表
- 7 教職員調書
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
  - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限り。)
  - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限り。)
  - (5) 教員の免許状の写し(分校設置に伴い配置する教員に係るもの)
  - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限り。)
- 8 設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書並びに創立費
- 9 財産目録
- 10 寄附行為等(法人設置の場合に限り。)
- 11 分校設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限り。)

第16号様式(第4条関係)

分 校 廃 止 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 分校を廃止したいので、学校教育法施行令第27条の  
2第3項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

- 1 廃止の事由
- 2 廃止の時期 年 月 日
- 3 幼児、児童又は生徒の処置方法
- 4 教職員の処置方法
- 5 指導要録等の引継方法
- 6 施設等の処置方法

添付書類

- 1 分校廃止に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 3 分校廃止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第17号様式(第4条関係)

経費の見積り及び維持方法変更届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の経費の見積り及び維持方法を変更したいので、学校教育  
法施行令第27条の2第5項の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 旧経費の見積り及び維持方法

新経費の見積り及び維持方法

添付書類

- 1 変更前年度及び変更年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 2 経費の見積り及び維持方法変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

校 地 等 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の校地等を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第6項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 変更面積

区 分	面 積	所 在 地	備 考
旧 校 地	m <sup>2</sup>		
増加し、又は減少する校地			
計			

注 減少校地の場合は、△印を付けること。

4 変更校地の表示

所 在 地	地番	地目	面積	用途	所有者住所氏名
			m <sup>2</sup>		
計 (増加し、又は減少する校地)					

注 減少校地の場合は、△印を付けること。

添付書類

- 1 校地その他直接保育又は教育の用に供する土地の図面(付近見取図、字図及び配置図等)
- 2 校地に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書、売買契約書の写し等)
- 3 校地変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第19号様式(第4条関係)

校 舎 等 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の校舎等を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第6項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

- 1 変更の事由
- 2 変更の時期 年 月 日
- 3 変更面積

区 分	面 積	所 在 地	備 考
旧 校 舎	m <sup>2</sup>		
増加し、又は減少する校舎			
計			

注 減少校舎の場合は、△印を付けること。

- 4 変更校舎の表示

所 在 地	家屋番号	種類	構造	面積	所有者住所氏名
				m <sup>2</sup>	
計 (増加し、又は減少する校舎)					

注 減少校舎の場合は、△印を付けること。

添付書類

- 1 学校営繕に関する調査書
- 2 校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物の図面(付近見取図、配置図、各階平面図、各方位からの立面図(縮尺)、各階面積表、建築確認済証又は建築検査済証の写し等)
- 3 校舎に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書、売買契約書の写し等)
- 4 学級編制表(現在及び将来予定)
- 5 資金明細書
- 6 校舎等変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第20号様式(第5条関係)

校 長 採 用 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名

このたび、  
において 長を採用したので、学校教育法第10条(第133条第1項において準用する同法第10条、第134条第2項において準用する同法第10条)の規定により届け出ます。

1 氏名

2 生年月日 年 月 日

3 専任、兼任の別

4 採用年月日 年 月 日

5 免許状の種類

添付書類

1 履歴書

2 教員の免許状の写し

3 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面

4 学校教育法施行規則第21条により採用する場合は、その理由書

第21号様式(第5条関係)

教 員 採 用 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 において教員を採用したので、私立学校等に係る学校教  
育法施行細則第5条第2項の規定により届け出ます。

1 氏名

2 生年月日 年 月 日

3 専任、兼任の別

4 採用年月日 年 月 日

5 担当学科名

5 免許状の種類

添付書類

1 履歴書

2 教員の免許状の写し

3 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面

第22号様式(第5条関係)

教 員 解 職 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 において教員を解職したので、私立学校等に係る学校教育  
法施行細則第5条第2項の規定により届け出ます。

1 氏名

2 解職年月日 年 月 日

第23号様式(第6条関係)

臨 時 休 業 報 告

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 の授業を臨時に行わなかつたので、私立学校等に係る学  
校教育法施行細則第6条の規定により報告します。

1 臨時休業の理由

2 臨時休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 幼児、児童又は生徒の処置

第24号様式(第7条関係)

授 業 停 止 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 の授業を停止したので、私立学校等に係る学校教育法施行細則第7条の規定により届け出ます。

1 授業を停止する理由

2 授業停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 幼児、児童又は生徒の処置

添付書類

授業停止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

目的変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 専修学校の目的変更の認可を受けたいので、学校教育法第130条第1項の規定により申請します。

- 1 変更の事由
- 2 名称
- 3 位置
- 4 学則の変更部分に係る新旧対照表
- 5 経費の見積り及び維持方法
- 6 開設の時期 年 月 日

添付書類

- 1 目的変更に伴う変更後の学則(全文)
- 2 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)
- 3 学級編制表
- 4 校具及び教具の明細表
- 5 教職員調書
  - (1) 教職員編制表
  - (2) 教職員名簿
  - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
  - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
  - (5) 教員の免許状の写し(新たに採用する場合に限る。)
  - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 6 変更前年度及び変更年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 7 財産目録
- 8 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 9 目的変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 10 その他知事が必要と認める書類

---

## Ⅱ 様式及び記載要領

---

### 3 報告関係



文 書 番 号  
令和 年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
学 校 名  
学 校 長 名

修 学 ( 研 修 ) 旅 行 届

下記のとおり修学(研修)旅行を実施しますので、私立学校法第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 参加人員 学科・コース名  
第○学年 ○○名(男子○○名、女子○○名)  
学級数
- 2 引率教員氏名
- 3 日 時 出発 年 月 日  
帰着 年 月 日 (○泊○日)
- 4 行 程 別紙のとおり
- 5 旅行費用(1人当たり概算)
- 6 不参加人員及び措置

# 旅行届(書式)

2024/11/21版

		記 入 欄	備 考
1	行き先		
2	経由地(乗り継ぎ地)		
3	期間		
4	参加人数	合計 人(児童・生徒 人、引率教員 人)	
5	外務省海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」登録	一行代表者名: 月 日に登録済み 参加者に対し、月 日「たびレジ」登録指導を実施	※旅行中に児童・生徒の携帯電話利用を認めず児童・生徒自身が「たびレジ」を利用できない場合には、一行代表者が「たびレジ」に登録する際に「ツアー引率者」欄に参加する児童・生徒数を正確に入力すること
6	学校名		
7	学校:住所	〒	
8	学校:電話番号		
9	学校:FAX番号		
10	学校:連絡責任者氏名 メールアドレス		<b>必ず記入</b>
11	学校:夜間緊急連絡先		
12	フライト番号:往路		
13	フライト番号:復路		
14	フライト番号:その他		
15	取扱旅行会社名		
16	旅行会社:電話番号		
17	旅行会社:担当者		
18	現地代理店 会社名 住所 連絡先 担当者氏名		<b>必ず記入</b>
19	保険会社名		
20	保険会社:電話番号		
21	現地宿泊先1 月 日( ) ~ 月 日( )		
21	現地宿泊先2 月 日( ) ~ 月 日( )		
21	現地宿泊先3 月 日( ) ~ 月 日( )		
21	現地宿泊先4 月 日( ) ~ 月 日( )		

## 旅行届(書式)

2024/11/21版

		記 入 欄	備 考
1	行き先	オーストラリア(シドニー、ブリスベン)	※日程表別添
2	経由地(乗り継ぎ地)	なし(直行便を利用) ※経由地で市内観光等をする場合は行き先に含めることとする。	
3	期間	2024年11月15日(金)～11月25日(月)	
4	参加人数	合計210人(児童・生徒200人、引率教員10人)	
5	外務省海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」登録	一行代表者名:外国花子 10月1日に登録済み 参加者に対し、10月1日「たびレジ」登録指導を実施	※旅行中に児童・生徒の携帯電話利用を認めず児童・生徒自身が「たびレジ」を利用できない場合には、一行代表者が「たびレジ」に登録する際に「ツアー引率者」欄に参加する児童・生徒数を正確に入力すること
6	学校名	私立外務高等学校	
7	学校:住所	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	
8	学校:電話番号	(××)××××-××××	
9	学校:FAX番号	(××)××××-××××	
10	学校:連絡責任者氏名 メールアドレス	外務太郎(校長) <a href="mailto:xxx@xxxxxx.com">xxx@xxxxxx.com</a>	必ず記入
11	学校:夜間緊急連絡先	×××-××××-××××(校長携帯) (××)××××-××××(校長自宅)	
12	フライト番号:往路	AB123便(成田→ブリスベン)	
13	フライト番号:復路	AB456便(シドニー→成田)	
14	フライト番号:その他	AB789便(ブリスベン→シドニー)	
15	取扱旅行会社名	外務旅行	
16	旅行会社:電話番号	(××)××××-××××	
17	旅行会社:担当者	外国良子	
18	現地代理店 会社名 住所 連絡先 担当者氏名	外務旅行ブリスベン支店 12 ABC Avenue, Brisbane, Queensland Tel(61-7)XXXX-XXXX John RYOSA	必ず記入
19	保険会社名	外務損害保険株式会社(※代理店は不可)	
20	保険会社:電話番号	(代)(××)××××-××××	
21	現地宿泊先1 月日( )～月日( )	ABC Hotel 34 EFG St. Brisbane, Queensland, 4000 Tel(61-7)××××-××××	・11/15は生徒・引率教員全員が宿泊 ・11/16-18は、生徒はホームステイ、引率教員は左記ホテルに宿泊 ・生徒ステイ先は別添
21	現地宿泊先2 月日( )～月日( )	XYZ Hotel 56 HIJ St. Sydney, N.S.W. 2000 Tel(61-2)××××-××××	・生徒・引率教員全員が宿泊
21	現地宿泊先3 月日( )～月日( )	※ホームステイの場合で、本資料提出時までには生徒のステイ先が未定の場合は、引率教員の滞在先を必ず記載すること	
21	現地宿泊先4 月日( )～月日( )		

文 書 番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
学校法人名  
理 事 長 名

児童生徒等の事故等報告書

このたび、下記のとおり事故等が発生したので、私立学校法第6条の規定により報告します。

記

- 1 事故等の内容
  - (1) 学校名
  - (2) 発生日時及び場所
  - (3) 当該児童生徒等の氏名・性別・学年（年齢）・学科
  - (4) 事故等の概要（加害・被害の別、程度、経緯等）
- 2 事故等の処置及び今後の対応（マスコミ公表の有無等）
- 3 本件に関する担当者連絡先（名前、連絡先（電話番号））



- (5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など）

--

- (6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について  
(学校や学校の設置者等の取組に加えて、その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。)

--

- (7) 特に相談したい事項について（県に相談したい事項があれば記載）

--

- (8) 本件に関する連絡先

所属		連絡先	(電話)
名前			

**様式 2**

## いじめ重大事態調査の開始に関する報告について

(1) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）

\_\_\_\_\_

(2) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック

学校

学校の設置者

(3) いじめ重大事態調査について

① 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

② 調査終了目途

③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況

（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

④ その他

(4) 特に相談したい事項について（県に相談したい事項があれば記載）

(5) 本件に関する担当者の連絡先

所属		連絡先	（電話）
名前			

参考様式

## いじめ重大事態調査報告書

(報告者) 学校法人〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇

### 1 重大事態調査の位置付け

重大事態の別 (1号・2号・1号かつ2号)	
重大事態の認定日	令和 年 月 日 ( )
地方公共団体の長への報告日	令和 年 月 日 ( )

### 2 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的	
(2) 調査期間	
調査組織設置日	令和 年 月 日 ( )
調査開始日	令和 年 月 日 ( )
調査終了日	令和 年 月 日 ( )
(3) 調査組織の構成	
組織名称	
構成員職氏名	

### 3 当該事案の概要

(1) 基礎情報	
発生した学校名	
対象生徒について	学年・学科等： 性別： 氏名：
対象生徒の状況	
(2) 当該事案の概要	

### 4 調査の内容

(1) 調査方法	
(2) 調査内容	

### 5 当該事案の事実経過

(1) 対象生徒の訴え	
(2) 関係生徒からの 聴取内容	
(3) 当該事案の事実経過	

### 6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

事実経過を踏まえ、事実関係 や対象生徒といじめの関係性	
--------------------------------	--

について	
------	--

## 7 学校及び学校の設置者の対応

(1) 学校の対応	
(2) 学校設置者の対応	
(3) 学校及び学校設置者の 対応に係る考察	

## 8 当該事案への対処及び再発防止策の提言

(1) 当該事案への対処	
(2) 学校及び学校の設置者 に対する提言	
(3) 学校及び学校設置者の 対応に係る考察	

## 9 参考資料 ※必要に応じて資料を添付し資料名を下記に記載すること

様式3

## いじめ重大事態の再調査の開始に関する報告について

(1) 再調査の開始日（再調査委員会の初回開催日）

\_\_\_\_\_

(2) いじめ重大事態の再調査について

① 再調査すべきと判断された理由

--

② 再調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

--

③ 調査終了目途

--

④ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況

（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

--

⑤ その他

--

(3) 特に相談したい事項について（県に相談したい事項があれば記載）

--

(4) 本件に関する担当者の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

学校給食衛生管理基準

(別紙4-1)

学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告

		都道府県名				
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所長名)				
学校・共同調理 場の所在地		電 話 番 号				
受 配 校 数 (共同調理場方式のみ記入)						
食 中 毒 等 の 発 生 状 況	発 生 日 時	令和 年 月 日 ( 曜日 ) ( 時 分 )				
	発 生 場 所					
	児 童 生 徒 数		男	女	計	備考
	患 者 等 数  年 月 日 現在	区 分	男	女	計	備考
		患 者 数				
		う ち 欠 席 者 数				
		う ち 入 院 者 数				
		う ち 死 亡 者 数				
	主 な 症 状					
発 生 原 因 (判明している場合記入)						
献 立 表	(食中毒等発生前2週間分の食品の判る献立表を添付)					

- (注) 1 中毒等発生後直ちにFAXにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。  
 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。  
 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1 学 校 名 ※																		
2 学校の所在地※																		
3 感 染 病 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1) 病 名 ※																	
	(2) 発生年月日※																	
	(3) 終焉年月日																	
	(4) 発生の場所※																	
	(5) 患者数・欠席者数及び死亡者	区分学年	児童生徒等数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
		第2学年																
		第3学年																
		第4学年																
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6) 発生の経緯																		
4 患者及び死亡者発見の動機																		
5 感染症・食中毒の発生原因																		
6 感染症・食中毒の感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1) 学校の処置																	
	(2) 学校の管理機関の処置																	
	(3) 保健所その他の関係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 その他の参考となる事項																		

- (注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「別紙４－１」によりFAXで報告すること。  
 2 職員について該当者があったときは、(5)の備考欄に当該人員を記入すること。  
 3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

大分県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出書

本校における留学生の入学募集に当たっては、今後、総入学定員数の2分の1をこえる留学生を受け入れることとします。ついては、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生に対する入学許可を行い、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定であるので、このことについて、申し出ます。

申出に当たって、下記の事項について報告します。

記

<学校名>

学校の名称	
学校設置者・ 代表者氏名	(設置者) (代表者)
学校の所在地・ 連絡先	(住 所) (電 話)

【ア. 留学生の受入状況】

現 1 年 次 生 (○ 年 度 入 学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
現 2 年 次 生 (○ 年 度 入 学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
・ ・ ・	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
・ ・ ・	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)

※ 地方入国管理局等に提出した「留学生名簿」(直近のもの)を添付すること。

**【イ. 総入学定員数・留学生の受入予定数】**

総入学定員数(*1)	名 [×1/2= 名(*3)]
留学生の受入予定数(*2)	名

- \*1:「総入学定員数」;当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数(日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。)
- \*2:「留学生の受入予定数」;入学許可を行い、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数
- \*3:小数点以下は切り捨てること。

**【ウ. 在籍管理の実績】**

**①地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定に係る実績**

		年	年	年	年
判定	日本語教育機関等関係	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校
	日本語教育機関等以外関係	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校

- ※ 各4年分の判定結果(受入れ予定年度の前年に受けた判定結果、及びその直前3年分の判定結果)について記載すること。なお、これらの年のうちに、判定を受けていない年がある場合は、その分の記載は不要であること。
- ※ 各年について、日本語教育機関等関係とそれ以外の別ごとに適正校・非適正校のいずれか該当する方を○で囲むこと。
- ※ 判定結果について通知した地方入国管理局等の通知文書を添付すること。

**②その他在籍管理の実績等に関する事項**

**【エ. 留学生受入れのための組織体制】**

**①生活指導教職員・日本語指導教職員の配置状況**

留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員の数	名
	うち常勤の教職員であって留学生の生活指導業務に専任する者の数 ( 名)
日本語指導を担当する教職員の数(日本語教育機関以外)	名

**②その他留学生受入れのための組織体制等に関する事項**

- ※ 必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を添付すること。

**【オ. その他特記事項】**

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

年 月 日 学校代表者署名

[専修学校留学生定期報告]

令和 年 月 日

大分県知事 様

住所（法人事務所所在地）  
 ○○学校設置者  
 学校法人 ○ ○ ○ ○  
 理事長 氏 名

総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する定期報告書  
 【 年〔 □5月 ・ □11月 〕現在】

○○年○月○日付けで申し出た標記のことに、受入状況等を下記のとおり報告します。

記

<学校名>

学校の名称	
学校設置者・ 代表者氏名	(設置者) (代表者)
学校の所在地・ 連絡先	(住 所) (電 話)

【ア. 留学生の受入状況】

現1年次生 (令和○○年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
現2年次生 (令和○○年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
・ ・	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
・ ・	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)

※ 地方入国管理局等に提出した「留学生名簿」(直近のもの)を添付すること。

【イ. 総入学定員数・留学生の受入予定数】

[当該年度]

総入学定員数 (*1)	名 [×1/2= 名 (*3)]
留学生の受入予定数 (*2)	名

[次年度]

総入学定員数 (*1)	名 [×1/2= 名 (*3)]
留学生の受入予定数 (*2)	名

\*1 「総入学定員数」：当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数(日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。)

\*2 「留学生の受入予定数」：入学許可を行い、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数

\*3 小数点以下は切り捨てること。

【ウ. 在籍管理の実績】

① 退学者・除籍者・所在不明者等の状況

時 期	内 訳
年 月	不入学；___名、退学；___名、除籍；___名、所在不明；___名

※ 5月現在の報告にあつては、前年11月～当該年4月における退学者等の状況を記載すること。

11月現在の報告にあつては、当該年5月～10月における退学者等の状況を記載すること。

※ 各月について地方入国管理局等に提出した「退学者等名簿(留学)」を添付すること。

《 11月現在の報告 》

② 地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定に係る実績

		令和 年
判 定	日本語教育機関等関係	適正校 ・ 非適正校
	日本語教育機関等以外関係	適正校 ・ 非適正校

※ 11月現在の報告に際しては、当該年に受けた地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定結果を報告すること。ただし、報告時点まで地方入国管理局等からの判定が通知されていない場合には、通知を受けた後、すみやかに報告すること。

※ 日本語教育機関等関係とそれ以外の別ごとに適正校・非適正校のいずれか該当する方を○で囲むこと。

【エ. 留学生受入れのための組織体制】

①生活指導教職員・日本語指導教職員の配置状況

留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員の数	名
	うち常勤の教職員であって留学生の生活指導業務に専任する者の数 ( 名)
日本語指導を担当する教職員の数(日本語教育機関以外)	名

②その他留学生受入れのための組織体制等に関する事項

--

※ 必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を添付すること。

【オ. その他特記事項】

--

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日 学校代表者署名 \_\_\_\_\_

募 集 停 止 届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

このたび、〇〇専門学校について、下記のとおり募集を停止したいので、届け出ます。

1 募集停止の内容

学科名 〇〇学科（専門課程）

修業年限 2年

入学定員（総定員） 30名（60名）

2 募集停止の理由

入学者が少なく、学科の維持が難しいため

3 募集停止の時期

令和〇年度入学者募集から停止

4 今後の取扱い

令和△年度入学者が卒業する令和□年3月をもって学科を廃止予定

5 理事会・評議会の議事録写し



---

## Ⅱ 様式及び記載要領

---

### 4 証明等関係



大分県知事 殿

学校法人所在地  
法 人 名  
理 事 長 名

登録免許税法別表第三に掲げる土地、校舎等の権利の取得の登記に  
該当することの証明申請書

上記の法人に係る下記土地（建物）の所有権の取得登記については、登録免許法別表第三の第一の二の項の第三欄の第一号（第二号）に掲げる直接教育の用に供する土地（建物）の権利（所有権）の取得の登記に該当するものであることを証明願います。

記

使用目的 登録免許税法第4条第2項による免税措置を得るため

- 1 建物（土地）所在地
- 2 用 途
- 3 構造（地目）
- 4 建物（土地）面積
- 5 添付書類
  - (1) 契約書の写し
  - (2) 理事会議事録（写し）
  - (3) 登記簿謄本
  - (4) 位置図及び字図
  - (5) 農地転用許可等の写し（該当がある場合）

- 注1 建物と土地は別口に作成し、各2部を提出してください。
- 2 校地等変更届又は校舎等変更届を同時に行ってください。
  - 3 面積は土地の場合は各筆ごとに、建物の場合は各階ごとに記載してください。
  - 4 証明手数料として、400円分の大分県収入証紙を同封してください。

**【記載例】土地の場合**

文 書 番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

学校法人所在地 ○○市○○町○○番地  
法 人 名 学校法人○○学園  
理 事 長 名 理事長 ○○ ○○

登録免許税法別表第三に掲げる土地の権利の取得の登記に  
該当することの証明申請書

上記の法人に係る下記土地の所有権の取得登記については、登録免許法別表第三の第一の二の項の第三欄の第二号に掲げる直接保育（教育）の用に供する土地の権利（所有権）の取得の登記に該当するものであることを証明願います。

記

使用目的 登録免許税法第4条第2項による免税措置を得るため

- |   |       |                     |       |             |
|---|-------|---------------------|-------|-------------|
| 1 | 土地所在地 | ○○市○○町○○番地（         | 学校用地） | ※建物・土地を選択   |
| 2 | 用 途   | スクールバス用車庫敷地         |       | ※使用目的を明確に記載 |
| 3 | 地 目   | 宅地                  |       | ※構造・地目を選択   |
| 4 | 土地面積  | ○○○.○㎡              |       | ※建物・土地を選択   |
| 5 | 添付書類  |                     |       |             |
|   | (1)   | 契約書の写し              |       |             |
|   | (2)   | 理事会議事録（写し）          |       |             |
|   | (3)   | 登記簿謄本               |       |             |
|   | (4)   | 位置図及び字図             |       |             |
|   | (5)   | 農地転用許可等の写し（該当がある場合） |       |             |

- 注 1 建物と土地は別口に作成し、各2部を提出してください。  
2 校地等変更届又は校舎等変更届を同時に行ってください。  
3 面積は土地の場合は各筆ごとに、建物の場合は各階ごとに記載してください。  
4 証明手数料として、400円分の大分県収入証紙を同封してください。

※証明のため必要ですので、ゴム印を押印するスペース（下側4cm以上）を確保してください。

**〔記載例〕建物の場合**

文 書 番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

学校法人所在地 ○○市○○町○○番地  
法 人 名 学校法人○○学園  
理 事 長 名 理事長 ○○ ○○

登録免許税法別表第三に掲げる校舎等の権利の取得の登記に  
該当することの証明申請書

上記の法人に係る下記建物の所有権の取得登記については、登録免許税法別表第三の第一の二の項の第三欄の第二号に掲げる直接保育（教育）の用に供する建物の権利（所有権）の取得の登記に該当するものであることを証明願います。

記

使用目的 登録免許税法第4条第2項による免税措置を得るため

- 1 土地所在地 ○○市○○町○○番地（ 学校校舎） ※建物・土地を選択
- 2 用 途 ○○学校校舎 ※使用目的を明確に記載
- 3 地 目 鉄筋コンクリート造 ※構造・地目を選択
- 4 土地面積 ○○○.○㎡ ※建物・土地を選択
- 5 添付書類
  - (1) 契約書の写し
  - (2) 理事会議事録（写し）
  - (3) 登記簿謄本
  - (4) 位置図及び字図
  - (5) 農地転用許可等の写し（該当がある場合）

- 注1 建物と土地は別口に作成し、各2部を提出してください。  
2 校地等変更届又は校舎等変更届を同時に行ってください。  
3 面積は土地の場合は各筆ごとに、建物の場合は各階ごとに記載してください。  
4 証明手数料として、400円分の大分県収入証紙を同封してください。

※証明のため必要ですので、ゴム印を押印するスペース（下側4cm以上）を確保してください。

第 号  
令和 年 月 日

大分県総務部学事・私学振興課 殿

所在地  
校 名  
校長名

学 生 割 引 証 交 付 願

下記のとおり、学生・生徒に対する旅客運賃割引証を受けたいので交付願います。

指定番号	学 校 名	生徒数	1人あたり 必要数	総枚数	備考 (使用見込期間等)
				一般学校用 枚	

(第1号様式)

所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

文 書 番 号  
年 月 日

大分県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

所在地 大分県○○市○○町○-○-○  
法人名 学校法人○○学園  
代表者 理事長 ○ ○ ○ ○

当法人は、所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることを証明願います。

(第2号様式)

## 寄 付 金 募 集 要 綱

1 寄付金の募集目的及び使途

目 的

使 途

2 寄付金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象

募集目標額

募集区域

募集対象

3 寄付金の募集期間

4 募集した寄付金の管理方法

5 寄付金の募集に要する経費

(注)

1 寄付金の募集活動を行わない場合、「募集」を「受入」と読み替えて作成してください。

2 追加募集の場合は、追加する事項のみを記入してください。

(第3号様式)

寄付金支出計画書

寄附の相手方	名称等	
	住所	
	事業内容	
寄付金額		
寄付目的		
寄付予定時期		年 月 日

(第4号様式)

「所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書」に係る寄付金募集実績報告書

文書番号  
年 月 日

大分県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

所在地 大分県○○市○○町○-○-○  
法人名 学校法人○○学園  
代表者 理事長 ○ ○ ○

令和 年 月 日付け学私第 号で、当法人が所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることの証明を受けましたが、この証明書の有効期限が満了しましたので、この期間に募集した寄付金の額及びその使途を別添のとおり報告します。

(第5号様式)

## 寄付金募集実績報告書

### 1 寄付金の募集期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

### 2 募集額

	円(募集目標額)	円(達成率)	(%)
(内訳)			
個人	件	円	
法人	件	円	
計	件	円	

### 3 使途

〇〇〇に充当	円
×××に充当	円
――に充当	円
計	円

(注) 寄付金の募集活動を行っていない場合は、募集目標額及び達成率は記入する必要はありません。

(備考) 別途作成したものがあれば、それをもって報告書としてもかまいません。

(第6条様式)

「所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書」についての内容変更届

文書番号  
年月日

大分県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

所在地 大分県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
法人名 学校法人〇〇学園  
代表者 理事長 ○ ○ ○

当法人は、所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることの証明についての申請書内容を変更いたしましたので届け出ます。

年 月 日

大分県知事 殿

法人の名称  
代表者の氏名  
設立登記日 年 月 日

### 税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

#### 記

#### 1. 申請する要件

- <絶対値要件（要件1）>第二号イ（2）に規定された要件
- <相対値要件（要件2）>第二号イ（1）に規定された要件

#### 2. 実績判定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

#### 3. 添付書類

##### <絶対値要件（要件1）>

- 寄附者名簿（要件1）（様式）
- 絶対値要件（要件1）チェック表（様式）
- 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（現行の学則、園則等）  
※実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。
- 実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合は、当該事業年度の公益目的事業費用等の合計額がわかる資料（事業活動収支計算書又は消費収支計算書及び「読替表」等）

##### <相対値要件（要件2）>

- 寄附者名簿（要件2）（様式）
  - 相対値要件（要件2）チェック表（様式）
  - 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等  
（チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等）
- 以上

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

**<絶対値要件(要件1)チェック表>**

①実績判定期間(必須)	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)		ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。						

**下記③の数値が100以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。**  
**ただし、実績判定期間内に、設置する学校等(※)の定員等の総数が5000人未満の事業年度又は公益目的事業費用等の合計額が1億円未満である事業年度がある場合、③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。**

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数	(自動計算⇒)	#DIV/0!
④年平均の寄附金額	(自動計算⇒)	#DIV/0!

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
⑤-1 設置する学校等の定員等の総数(※1)(必須)					
⑤-2 公益目的事業費用等の額の合計額(※2)(一億円以上の場合は一億を記入)					
⑥判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(必須)					
⑦-1 判定基準寄附者数(⑤-1の場合の計算後の寄附者数)(自動計算⇒)	0	0	0	0	0
⑦-2 判定基準寄附者数(⑤-2の場合の計算後の寄附者数)(自動計算⇒)	0	0	0	0	0
⑧ 判定基準寄附者数(⑦-1、⑦-2のいずれが多い方)(自動計算⇒)	0	0	0	0	0

**⑨ 設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度については、定員等の内訳を下記に記載してください。**  
**定員等の総数が5000人以上の事業年度については、内訳を記載する必要はありません。**

	1事業年度目の定員等の総数	2事業年度目の定員等の総数	3事業年度目の定員等の総数	4事業年度目の定員等の総数	5事業年度目の定員等の総数
幼稚園					
幼保連携型認定子ども園					
小学校					
中学校					
高等学校					
大学(短期大学含む)・高等専門学校					
専修学校・各種学校					
その他					
総数 (自動計算⇒)	0	0	0	0	0

※1  
「設置する学校等」とは、次に掲げる施設を指します。  
ア 学校(学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園、専修学校(学校教育法第124条(専修学校)に規定する専修学校で財務省令で定めるもの)及び各種学校(学校教育法第134条第1項(各種学校)に規定する各種学校で財務省令で定めるもの)  
イ 障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、小規模住居型児童養育事業又は小規模保育事業が行われる施設  
ウ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

※2  
「公益目的事業費用等」とは、学校法人会計基準(昭和四十六年四月一日文部省令第十八号)第23条に規定する事業活動収支計算書のうち、教育活動支出及び教育活動外支出の決算額の合計額をいいます。(学校法人会計基準の一部改正前の消費収支計算書を使用している事業年度がある場合には、別添の「換算表」で事業活動収支計算書に置き換えて計算してください。)  
**公益目的事業費用等の合計額が1億円未満である事業年度がある場合には、当該年度の事業活動収支計算書(消費収支計算書を使用している事業年度については、当該消費収支計算書及び「読替表」)を提出してください。**

**設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度又は公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満である事業年度が1つでもある場合、実績判定期間内の事業年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額は、手引きP13「寄附件数等のカウントについて」においてカウント出来るとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる事業年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない事業年度については空欄にしてください。**

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
⑩寄附金額(円)					

年 月 日

大分県知事 殿

(設立準備法人)

所在地

法人名

代表者氏名

### 指定寄附金の活用に係る書類の提出について

このたび、専修学校の設置を目的とする学校法人を設立したく、令和〇年度に認可申請を行うべく、準備を進めております。

法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和5年財務省告示第96号）に基づき、財務大臣に必要な届出書の提出を行いますので、添付書類についてあらかじめお知らせいたします。

(添付書類)

- 1 指定寄附金の活用に係る書類の提出について（本紙）
- 2 設立趣意書（様式任意）
- 3 設立決議録（議事に関する資料を含む）
- 4 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類  
※設置する専修学校の内容（分野・修業期間）、校地・校舎、役員・評議員の氏名がわかる資料
- 5 設立代表者の履歴書
- 6 銀行口座の通帳の写し
- 7 寄附予定者や寄附金額の見込み等を記載した寄附金募集計画
- 8 寄附金の使途、募集の方法、募集予定期間、募集した寄附金の管理方法等を記載した寄附金募集要綱



---

## Ⅲ 関係法令等

### (県が定めた規則等)

---



○私立学校法施行細則

昭和四十九年八月十日

大分県規則第四十三号

私立学校法施行細則をここに公布する。

私立学校法施行細則

(趣旨)

第一条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）の施行については、法、私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「政令」という。）及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(私立学校審議会の名称)

第二条 法第八条第一項の規定に基づく私立学校審議会の名称は、大分県私立学校審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員)

第三条 審議会は、十二人の委員をもつて組織する。

(昭五二規則二二・平一〇規則三八・平一八規則五九・一部改正)

(収益事業の種類)

第四条 法第十九条第二項の事業の種類は、知事の所轄に属する学校法人及び準学校法人については、知事が別に定め、告示する。

(平一八規則五九・旧第七条繰上)

(寄附行為の認可の申請)

第五条 法第二十三条第一項の規定により学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、学校法人寄附行為認可申請書（第一号様式）に、寄附行為並びに省令第三条第五項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書（第二号様式）
- 二 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書（第三号様式）
- 三 学生生徒等納付金調書（第四号様式）
- 四 当該学校法人の設置する私立学校の学則

(平一八規則五九・旧第八条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(寄附行為の補充の請求)

第六条 法第二十五条第一項の規定による寄附行為の補充についての請求は、寄附行為補充請求書（第五号様式）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 補充しようとする事項を記載した書類
- 二 請求者と設立者との関係を記載した書類  
(平一八規則五九・旧第九条繰上・一部改正)

(寄附行為変更の認可の申請)

第七条 法第百八条第三項の規定により寄附行為の変更についての認可を受けようとするときは、学校法人寄附行為変更認可申請書（第六号様式）に、省令第四十四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる書類のほか、同条第六項各号（第三号を除く。）に掲げる書類又は第九項各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。この場合における省令第四十四条第一項第三号の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 新旧の寄附行為
- 二 学校法人の沿革その他参考となる書類
- 三 当該申請に係る寄附行為の変更が省令第四十四条第六項に規定する場合に係るものであるときは、前二号に掲げる書類のほか、第五条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類  
(平一八規則五九・旧第十条繰上・一部改正、平二七規則四四・平三〇規則五二・一部改正)

(解散の認可の申請)

第八条 法第百九条第三項の規定による学校法人の解散についての認可を受けようとするときは、学校法人解散認可申請書（第七号様式）に省令第四十七条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 過去二年の収支決算書
- 三 学校法人の沿革その他の参考となる書類  
(平一八規則五九・旧第十一条繰上・一部改正)

(解散の届出)

第九条 法第百九条第五項の規定による学校法人の解散についての届出は、学校法人解散届（第八号様式）によつてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十二条繰上・一部改正)

(清算中に就職した清算人の届出)

第十条 法第一百五十五条の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届（第九号様式）に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十四条繰上・一部改正、平二七規則三九・一部改正)

(清算終了の届出)

第十一条 法第二百二十二条の規定による清算人がする清算終了についての届出は、清算終了届（第十号様式）によつてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十五条繰上・一部改正、平二七規則三九・一部改正)

(合併の認可の申請)

第十二条 法第二百二十六条第三項の規定による学校法人の合併についての認可を受けようとするときは、学校法人合併認可申請書（第十一号様式）に、省令第四十八条第一項第一号から第八号までに掲げる書類のほか、合併前の各学校法人の沿革その他の参考となる書類を添えて申請しなければならない。

(平一八規則五九・旧第十三条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(準学校法人への準用)

第十三条 第五条から前条までの規定は、法第五十二条第六項において準用する法第三章の規定に基づいてする準学校法人に係る申請、請求及び届出の手續について準用する。

(平一八規則五九・旧第十六条繰上・一部改正)

(組織変更の認可の申請)

第十四条 法第五十二条第七項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となることについての認可を受けようとするときは、学校法人組織変更認可申請書（第十二号様式）に、省令第五十七条第一項各号に掲げる書類及び同条第六項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 新旧の寄附行為
- 二 組織変更後の学校法人の設置する私立学校の学則
- 三 当該学校法人（準学校法人）の沿革その他の参考となる書類

(平一八規則五九・旧第十七条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(登記の届出)

第十五条 政令第六条第一項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたことについての届出は、次の各号に掲げ

る事項につき、それぞれ当該各号に定める届出書に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。

一 組合等登記令第二条の規定による学校法人の設立の登記をした旨の届出

設立登記済届（第十三号様式）

二 組合等登記令第三条の規定による変更登記をした旨の届出

イ 目的変更登記済届（第十四号様式）

ロ 名称変更登記済届（第十五号様式）

ハ 解散の事由変更登記済届（第十六号様式）

ニ 資産総額の変更登記済届（第十七号様式）

ホ 代表権を有する者の変更登記済届（第十八号様式）

ヘ 代表権の範囲等変更登記済届（第十九号様式）

三 組合等登記令第四条の規定による事務所の移転登記をした旨の届出

事務所の移転登記済届（第二十号様式）

（昭五二規則二二・旧第二十条繰上、平一八規則五九・旧第十八条繰上・一部改正、平二七規則三九・令二規則一〇・令五規則八・一部改正）

（役員就任等の届出）

第十六条 政令第六条第二項の規定による学校法人又は準学校法人の届出は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 理事又は監事が就任したときの届出

役員就任届（第二十一号様式）

二 理事又は監事が退任したときの届出

役員退任届（第二十二号様式）

（平一八規則五九・追加、令五規則八・一部改正）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則（昭和四十七年大分県規則第七十九号）は、廃止する。

附 則（昭和五二年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第三八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第三条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たに行われる委員の任命から適用し、施行日の前日において現に任命されている委員については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第一〇号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年規則第三三号）

この規則は令和七年四月一日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令7規則33・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第5号様式繰上・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第6号様式繰上・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第7号様式繰上・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平18規則59・旧第8号様式繰上・一部改正、令5規則8・一部改正、令7規則33・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第7号様式（第8条関係）

（平18規則59・旧第10号様式繰上・一部改正、平30規則52・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第8号様式（第9条関係）

（平18規則59・旧第11号様式繰上・一部改正、令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第9号様式（第10条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第10号様式（第11条関係）

（平18規則59・旧第13号様式繰上・一部改正、平27規則39・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第11号様式（第12条関係）

（平18規則59・旧第14号様式繰上・一部改正、平27規則39・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第12号様式（第14条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第13号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第16号様式繰上・一部改正、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第14号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第19号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第16号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第15号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第20号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第17号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第16号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第21号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第18号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第17号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第22号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第19号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第18号様式（第15条関係）

（平18規則59・追加、平27規則39・旧第20号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第19号様式（第15条関係）

（平18規則59・追加、平27規則39・旧第21号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第20号様式（第15条関係）

（平27規則39・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第21号様式 削除

（令5規則8・旧21号様式削除）

第21号様式（第16条関係）

（平18規則59・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・旧23号様式繰上及び一部改正）

第22号様式（第16条関係）

（平18規則59・全改、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・旧24号様式繰上及び一部改正）

第24号様式（第16条関係）削除

（平18規則59・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・削除）

○私立学校等に係る学校教育法施行細則

平成二十年四月一日  
大分県規則第四十九号

私立学校等に係る学校教育法施行細則をここに公布する。

私立学校等に係る学校教育法施行細則

私立学校に係る学校教育法の施行に関する規則（昭和四十九年大分県規則第四十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、知事の所管する私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校（以下「私立学校等」という。）に係る認可の申請、届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校設置認可申請等）

第二条 法第四条第一項の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 私立学校の設置 学校設置認可申請書（第一号様式）
- 二 私立学校の廃止 学校廃止認可申請書（第二号様式）
- 三 私立高等学校等（私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の課程又は学科の設置 課程（学科）設置認可申請書（第三号様式）
- 四 私立高等学校等の課程又は学科の廃止 課程（学科）廃止認可申請書（第四号様式）
- 五 私立学校の設置者の変更 設置者変更認可申請書（第五号様式）
- 六 私立高等学校等の広域の通信制の課程（以下「広域通信制課程」という。）に係る学則の変更（省令第十五条の二各号に掲げるものを除く。） 広域通信制課程学則変更認可申請書（第六号様式）
- 七 私立学校の収容定員に係る学則の変更 収容定員に係る学則変更認可申請書（第七号様式）

（令五規則三一・一部改正）

（学校設置認可申請前の措置）

第三条 私立学校の設置の認可を受けようとする者は、私立学校開設年度の前年度の六月三十日までに学校設置計画書（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(目的変更の届出等)

第四条 政令第二十七条の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- 一 私立学校の目的の変更 目的変更届 (第九号様式)
- 二 私立学校の名称の変更 名称変更届 (第十号様式)
- 三 私立学校の位置の変更 位置変更届 (第十一号様式)
- 四 学則の変更 (第二条第六号及び第七号に掲げるものを除く。) 学則変更届 (第十二号様式)
- 五 私立高等学校等の専攻科又は別科の設置 専攻科 (別科) 設置届 (第十三号様式)
- 六 私立高等学校等の専攻科又は別科の廃止 専攻科 (別科) 廃止届 (第十四号様式)
- 七 分校の設置 分校設置届 (第十五号様式)
- 八 分校の廃止 分校廃止届 (第十六号様式)
- 九 経費の見積り及び維持方法の変更 経費の見積り及び維持方法変更届 (第十七号様式)
- 十 校地、運動場その他直接保育若しくは教育の用に供する土地に関する権利の取得若しくは処分又は用途の変更、改築等による現状の重要な変更 校地等変更届 (第十八号様式)
- 十一 校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する建物に関する権利の取得若しくは処分又は用途の変更、改築等による現状の重要な変更 校舎等変更届 (第十九号様式)

(令五規則三一・一部改正)

(校長及び教員の届出)

第五条 法第十条の規定による届出は、校長採用届 (第二十号様式) により行わなければならない。

- 2 私立学校の設置者は、教員を採用し、及び解職したときは、教員採用届 (第二十一号様式) 及び教員解職届 (第二十二号様式) により知事に届け出なければならない。

(臨時休業の報告)

第六条 私立学校の設置者は、授業を臨時に休業したときは、臨時休業報告 (第二十三号様式) により知事に報告しなければならない。

(授業停止の届出)

第七条 私立学校の設置者は、授業を停止したときは、授業停止届 (第二十四号様式) により知事に届け出なければならない。

(私立の専修学校への準用等)

第八条 第二条から前条まで（第二条第六号及び第七号並びに第四条第一号、第五号、第六号及び第九号を除く。）の規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第二条中「第四条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、第四条中「政令第二十七条の二第一項」とあるのは「法第百三十一条」と、同条第四号中「学則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）」とあるのは「学則」と、第五条第一項中「第十条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する法第十条」と読み替えるものとする。

2 法第百三十条第一項の規定による私立の専修学校の目的の変更の認可を受けようとする者は、目的変更認可申請書（第二十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（私立の各種学校への準用）

第九条 第二条から第七条まで（第二条第六号並びに第四条第五号、第六号及び第九号を除く。）の規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第二条中「第四条第一項」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する法第四条第一項」と、第四条中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の三」と、同条第四号中「学則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）」とあるのは「学則（収容定員に係るものを除く。）」と、第五条第一項中「第十条」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する法第十条」と読み替えるものとする。

（備付表簿及び保存期間）

第十条 私立学校等は、省令第二十八条第一項の規定（省令第百八十九条及び第百九十条において準用する場合を含む。）により同項各号に掲げる表簿を備えるほか、次の各号に掲げる表簿を備え、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 卒業生名簿 永年

二 公文書 五年

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

2 大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年規則第四八号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和五年規則第三一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和七年規則第四一号）

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（令元規則48・令5規則31・一部改正・[令7規則41・一部改正](#)）

第2号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正・[令7規則41・一部改正](#)）

第3号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第4号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第5号様式（第2条関係）

（令元規則48・令5規則31・一部改正）

第6号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第7号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第8号様式（第3条関係）

（令5規則31・一部改正）

第9号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第10号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第11号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第12号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第13号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第14号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第15号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第16号様式（第4条関係）

(令5規則31・一部改正)

第17号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第18号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第19号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第20号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第21号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第22号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第23号様式 (第6条関係)

(令5規則31・一部改正)

第24号様式 (第7条関係)

(令5規則31・一部改正)

第25号様式 (第8条関係)

(令5規則31・一部改正)

○私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類

平成二十一年三月六日

大分県告示第百六十九号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第十九条第二項の規定により、知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類

第一条 私立学校法第十九条第一項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに附随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項及び第三項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業

- 十 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 十一 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業（他に分類されないもの）

第三条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

附 則

私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類（平成十二年大分県告示第八百九十七号）は、廃止する。

附 則（[令和7年告示第一四二号](#)）

この告示は令和七年四月一日から施行する。

学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

1 学校法人の寄附行為を認可する場合

高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 立地条件について

高等学校等の立地条件が適切であり、当該高等学校等が他の高等学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

(2) 施設及び設備について

① 高等学校等の施設及び設備は、高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）等の定める基準に適合するものであること。

② 施設及び設備は、原則として負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合にはこの限りではない。

③ 校地は、開設時までには教育上支障のないよう整備されるものであること。また、校地は申請時において申請者名義の所有権等の登記がなされていなければならないこと。

④ 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該高等学校等の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

⑤ 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

⑥ 設置経費の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

⑦ 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。

(3) 経営に必要な財産について

① 高等学校等の経常経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

② 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、高等学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。なお、この場合において1の(2)⑦を準用すること。

③ 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、学生生徒等納付金、寄附金、資金運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、

借入金を充てるものではないこと。

(4) 役員等について

高等学校等に係る学校法人の役員等については、次の条件を満たす者であること。

① 役員

ア 学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であること。

イ 学校法人の役員としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

ウ 私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たしうる者であること。

エ 他の学校法人の役員を4以上兼ねていない者であること。

オ 理事長は他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。

② 評議員

理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

2 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 立地条件について

立地条件については、1の(1)を準用すること。

(2) 施設及び設備について

① 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄付金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とされない収入を乳農していること。

なお、設置経費の財源に退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。

② 施設及び設備に係るその他の事項については、1の(2)(⑥を除く)を準用すること。

(3) 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、1の(3)を準用すること。

(4) 役員等について

役員等については、1の(4)を準用すること。

(5) 既設校等について

① 従来設置している高等学校等（以下「既設の高等学校等」という。）の施設及び設備は、高等学校設置基準、幼稚園設置基準等の定める基準に適合していること。

② 既設の高等学校等の在籍生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。

③ 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、

適正な償還計画が確立されていること。具体的には、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が4分の1以下であり、かつ、従来設置している高等学校等のための負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものでなければならないこと。

④ 高等学校等の管理運営の適性を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私学振興財団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む）又は公租・公課（私立学校教職員共済組合の掛金を含む。）の納付の状況

3 学校法人が高等学校等の課程、学科又は部を設置する場合に寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等の課程、学科又は部（以下「課程等」という。）を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、2に準じて審査する。ただし、当該課程等の設置が高等学校等の教育条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が学校法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは基準の適用に当たり特別の配慮をするものとする。

4 準用規定

① 高等学校等の収容定員に係る学則の変更の認可については3に準じて審査する。

② 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人による高等学校等の設置及び高等学校等の課程等の設置の認可については、2、3に準じて審査する。

平成6年策定（平成22年1月15日改正）

## 私立専修学校・各種学校の設置認可に関する審査基準

私立専修学校・各種学校（以下「専修学校等」という。）の設置認可については、法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

### 1 立地条件

専修学校等の立地条件が適切であり、当該専修学校等が他の専修学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

### 2 施設及び設備

(1) 専修学校等の施設及び設備は、専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号）、各種学校規程（昭和31年12月5日文部省令第31号）の定める基準に適合するものであること。

(2) 施設及び設備は、原則として負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合にはこの限りではない。

特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合とは以下の事例を含むものであること。

#### 1) 校地について

① 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、適正な償還計画があり申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

② 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降20年以上にわたり使用できる保証のある借地であって、次のいずれかに該当するもの

ア 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時まで貸付けについての議会の議決等がなされているもの

イ 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時まで貸借の契約等が締結されているもの

#### 2) 校舎について

① 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、適正な償還計画があり申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

② 申請者名義の貸借権の設定登記がなされた借用又は開設時以降20年以上にわたり使用できる保証のある施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 地方公共団体等の所有する施設で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

イ 地方公共団体等以外の者の所有する施設で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

### 3 準用規定

専修学校等を設置する学校法人又は准学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」を準用する。

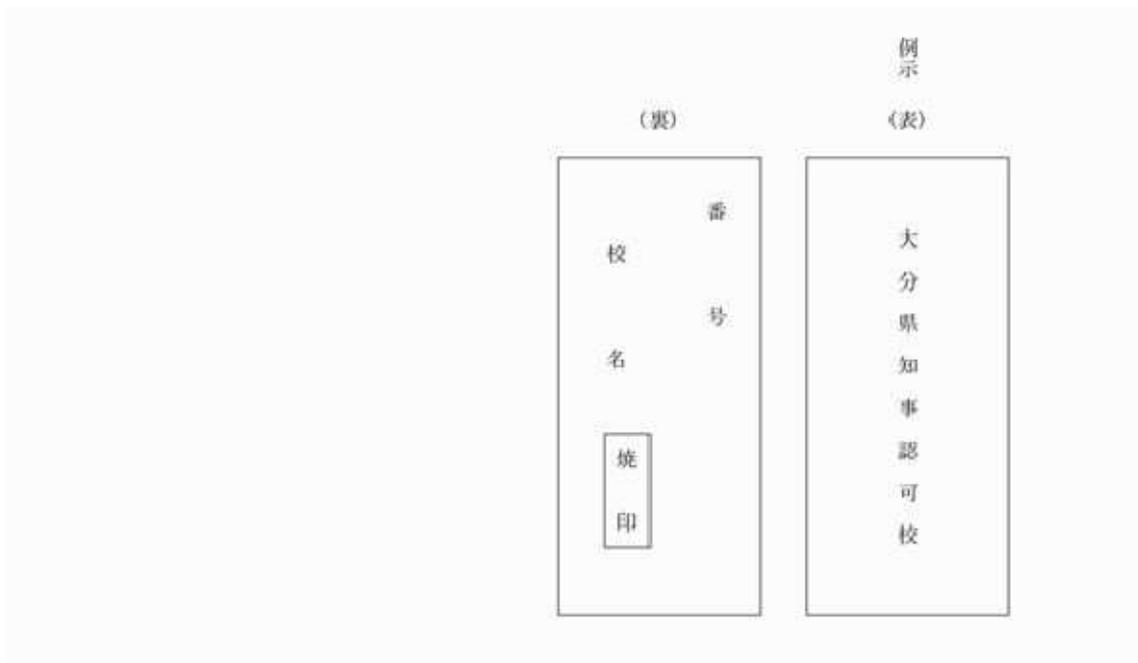
○私立各種学校の設置について大分県知事の認可を受けたことを標示する場合の様式

昭和三十二年九月十九日

大分県告示第六百二十一号

各種学校規程（昭和三十二年文部省令第三十一号）第十三条の規定に基づき、私立各種学校の設置について大分県知事の認可を受けたことを標示する場合の様式を次のとおり定めた。

- 一 一般の標示は、「大分県知事認可」の字句を校名に冠すること。
- 二 門標は、縦四十一センチメートル、横十三センチメートルの長方形とし、その表面に「大分県知事認可校」裏面に校名及び認可番号を記し県の焼印を付する。



# 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準の概要

## 1 策定の背景

令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議(審議まとめ)等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準(標準例)」(以下、「標準例」という)が、令和5年11月20日付け事務連絡にて、文部科学省から通知がありました。

高等学校通信教育のニーズが高まっており、本県においても、質の確保・向上が重要であることから、通信制課程に係る私立高等学校の認可基準を策定します。

## 2 策定及び適用期日

策定期日:令和7年3月1日

適用期日:令和7年3月1日

## 3 主な内容

文部科学省が策定しました標準例を基本としながら、一部の内容について、本県独自の内容を規定することとしております。

### 【基本的な規定内容】

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| [1] 立地条件等に関すること      | [5] 教職員組織に関すること     |
| [2] 名称に関すること         | [6] 施設及び設備に関すること    |
| [3] 規模に関すること         | [7] 通信教育連携施設に関すること※ |
| [4] 通信教育を行う区域に関すること※ |                     |

### 【標準例との違い】

- 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合、あるいは通信教育連携協力施設を他の都道府県に設置する場合、当該都道府県在住の生徒に対する教育であることを踏まえ、当該都道府県の要請に対し、特段の事情がない限り協力することを規定します
- また、通信教育連携施設の運営等に際し、当該都道府県在住の生徒に対する教育であることを踏まえ、当該施設が所在する都道府県(本県を含む)が、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求める場合等は、特段の事情がない限り協力することを規定します

## ○通信制課程に係る私立高等学校の認可基準

通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の認可については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）その他の法令の規定に加え、下記に定める基準に基づいて認可を行うものとする。

### [1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

### [2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

### [3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

### [4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。

- 3 通信教育を行う区域に加えた他の都道府県が、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求める場合等は、特段の事情がない限り協力すること。

#### [5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては当該課程に在籍する生徒の見込み数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障が無い場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。
- 2 実施校において編成する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 3 実施校は、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。
- 4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

#### [6] 施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

#### [7] 通信教育連携施設に関すること

- 1 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。
- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設を

- いう。) その他の学校又は施設とすることができること。
- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行ううえで適切な環境であること。
  - 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
  - 5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
  - 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
  - 7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
  - 8 通信教育連携協力施設の運営等に関し、当該施設が所在する都道府県が、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求める場合等は、特段の事情がない限り協力すること。

#### 附 則

本基準は、令和7年3月1日に策定、適用する。